

御家流百ヶ條口授傳 全

伊与田宗茂勝由録 細谷松男校 一冊 原本
東北大学附属図書館 狩野文庫蔵

【凡例】

- ① 句読点、「」、送り仮名等は適宜追記しました。
- ② 旧仮名使いを新仮名使いに適宜改めました。
- ③ 黒字の（）は、本文内に小文字で記された注記です。
- ④ 青字の（）は、筆者の補足です。
- ⑤ 赤字は、判読等に曖昧な点がある部分です。

香道百ヶ條
 一 香道具名目之事
 香棚 乱箱 十炷香箱 香爐 銀葉
 銀葉入 火末入 差札 札(竹にて作るを奈良札と云う)
 札箱
 札筒 銀葉盤 敷紙 打鋪 香元盤
 火筋立 香小包 外包 香刀 火取箸
 銀挾(香鉢) 香包 香割盤 香鋸 香割
 香箱 火筋 灰押 羽箒 火相 鶯
 香救(匙) 銀挾 香服紗 折居 香箸 重香合
 香之囿 立物盤 立物類 文庫盤 火取香爐
 香盆 薰物箱 沈箱 香簞筥 伽羅冷

香道百ヶ條 廿七箇條

一 香道具名目の事
 香棚 乱箱 十炷香箱 香爐 銀葉
 銀葉入 火末入 差札 札(竹にて作るを奈良札と云う)
 札箱
 札筒 銀葉盤 敷紙 打鋪 香元盤
 火筋立 香小包 外包 香刀 火取箸
 銀挾(香鉢) 香包 香割盤 香鋸 香割
 香箱 火筋 灰押 羽箒 火相 鶯
 香救(匙) 銀挾 香服紗 折居 香箸 重香合
 香之囿 立物盤 立物類 文庫盤 火取香爐
 香盆 薰物箱 沈箱 香簞筥 伽羅冷

※ 銀挾は重複。他書に「香鉢」とあり。

香屏風 卓 韓板 炭団箱 染墨入

二 鋪紙の事

一 大高と仰り用ひる物なり。真の時香元盤、打敷なり。金銀の箔押しを用ゆるは略なり。これは永く用ゆべきためなり。金の方は春夏、銀の方は秋冬、または金の方は昼、銀の方は夜とも云う。

三 香席詞遣の事

一 灰は、「押す」と云う。香爐に火を入れるを「取る」と云う。去るを「放つ」と云う。銀葉に香を載せ焚くを「香を置く」と云う。取り去るを「香を揚(あぐ)る」と云う。銀葉にても香にてもにじりたるを「退く」と云う。銀の落ちたるを「走る」と云う。香炉の縁を「背涯(せがい)」と云う。

張口 香元 香包 折末 居 火末 入

香元 香包 折末 居 火末 入

香元 香包 折末 居 火末 入

香元 香包 折末 居 火末 入

香元 香包 折末 居 火末 入

香元 香包 折末 居 火末 入

香元 香包 折末 居 火末 入

香元 香包 折末 居 火末 入

香屏風 卓 韓板 炭団箱 染墨入

二 鋪紙(敷紙)の事

一 大高を切りて用ゆ。かけながしの物なり。真の時は香元盤、打敷なり。金銀の箔押しを用ゆるは略なり。これは永く用ゆべきためなり。金の方は春夏、銀の方は秋冬、または金の方は昼、銀の方は夜とも云う。

三 香席詞遣の事

一 灰は、「押す」と云う。香爐に火を入れるを「取る」と云う。去るを「放つ」と云う。銀葉に香を載せ焚くを「香を置く」と云う。取り去るを「香を揚(あぐ)る」と云う。銀葉にても香にてもにじりたるを「退く」と云う。銀の落ちたるを「走る」と云う。香炉の縁を「背涯(せがい)」と云う。

香元 香包 折末 居 火末 入

香元 香包 折末 居 火末 入

香元 香包 折末 居 火末 入

香元 香包 折末 居 火末 入

香元 香包 折末 居 火末 入

香元 香包 折末 居 火末 入

香元 香包 折末 居 火末 入

香元 香包 折末 居 火末 入

香元 香包 折末 居 火末 入

四 香割 大きき事

一 供香 宜敷はよ云路新渡り奇南を用ゆべし
 名香は不用長四方度々三分名香より古来の法なり
 宗信は程も程の紙袴船口長三分巾式か名香也
 一巾七名香を名尾三分敷席なく組香と二重香
 一巾足古版われも今五分一巾五分組香□日足程
 一巾一層香より一層香の四角の物より木の横堅知れ
 ざる様の為なり

五 香席 居ずまいの事

一 香元、連中ともに端座(たんざ)すべし。貴人の有る時は勿論なり。
 もし、足に痛みの有る人か、別して肥満の人は、その段断りて半
 安座すべし。正座の方の足を折り、勝手の方の足を敷くなり。

六 香元身のうつりの事

一 物を取るに、身をねじれざる様にすべし。乱箱より
 道具取り出すに、少しすみかけて(角掛けて)座すべし。

七 香元手移りの事

一 器物を取り扱うに、手と心とひとしかるべし。「彼を取り、
 これを取るべし」と二心にならぬ様に一意になりて、
 一物を取り納めて、また、次の器を取るべし。かにばさみ、てくび
 のおれるなどあしく、両手にて一度に二物を取るべからず。

八 香元の置きたる物客より取る事

一 香元より出す道具を得と見て取るべし。返すとき、その
 心得にて返すべし。次へ出すも、香元の出す様に渡すべし。

一 香元より出す道具を得と見て取るべし

一 香元より出す道具を得と見て取るべし。返すとき、その
 心得にて返すべし。次へ出すも、香元の出す様に渡すべし。

二 香元より出す道具を得と見て取るべし

二 香元より出す道具を得と見て取るべし。返すとき、その
 心得にて返すべし。次へ出すも、香元の出す様に渡すべし。

三 香元より出す道具を得と見て取るべし。返すとき、その
 心得にて返すべし。次へ出すも、香元の出す様に渡すべし。

四 香元より出す道具を得と見て取るべし。返すとき、その
 心得にて返すべし。次へ出すも、香元の出す様に渡すべし。

五 香元より出す道具を得と見て取るべし。返すとき、その
 心得にて返すべし。次へ出すも、香元の出す様に渡すべし。

六 香元より出す道具を得と見て取るべし。返すとき、その
 心得にて返すべし。次へ出すも、香元の出す様に渡すべし。

七 香元より出す道具を得と見て取るべし。返すとき、その
 心得にて返すべし。次へ出すも、香元の出す様に渡すべし。

八 香元より出す道具を得と見て取るべし。返すとき、その
 心得にて返すべし。次へ出すも、香元の出す様に渡すべし。

九 香元より出す道具を得と見て取るべし。返すとき、その
 心得にて返すべし。次へ出すも、香元の出す様に渡すべし。

一〇 香元より出す道具を得と見て取るべし。返すとき、その
 心得にて返すべし。次へ出すも、香元の出す様に渡すべし。

香元より侍人の人へあしき出さば、とくと直し次へ渡すべし。香元の飾り付けの道具を外より取りて見るべからず。見残器は乞いて見るべし。それを香元の障りにならぬ時見合せて乞うべし。手を付けて取る事、甚だ不礼なり。

九 香元へ器物返し様の事

香元より出せし道具、香炉、札筒、折末等、香元が出せし通りにして返す。敷紙の上へは返すべからず。敷紙、打敷、香元盤に障るべからず。

十 香席上座の事

当流は香元「右の方」の初座を上座とす。別して貴人の時は、向う中央上座なり。座敷の勝手により、また、貴人、香元の左に付き給はば、左に先ず香炉を廻す。舞楽、競馬等の「左」と云うは、我が為すべて「右」の方を云うなり。

香元より侍人の人へあしき出さば、とくと直し次へ渡すべし。香元の飾り付けの道具を外より取りて見るべからず。見残器は乞いて見るべし。それを香元の障りにならぬ時見合せて乞うべし。手を付けて取る事、甚だ不礼なり。

十一 香炉請け取り渡しの際の事

貴人へ香炉差し上げ候は、置き前の足を廻し、左の手にすえ、右の手を香炉の底の際にそえて、いかにも慎みて進上するなり。則ち、御請け取り候には、右の手にて香炉の上を引き上げ候べくに御取り候なり。同輩の人に渡すは、左の手にすえ、右の手を香炉の中程の脇に指先をあて添えて渡す。請取人は、左の手をば、渡す人の手の下に成るようにして、右の手にて香炉を取り揚げ、則ち、左の手に居えて取るなり。下輩の人に引き上げ候ように持ちて、底を請け取る人の左の手の上に置く様に渡すなり。婦人、児、若衆などには、前へ持ちてより、香炉を畳の上へ、能き程の所に置きてしがるなり。

香元、不得心の人にて、あしく出さば、とくと直し次へ渡すべし。香元の飾り付けの道具を外より取りて見るべからず。見残器は乞いて見るべし。それを香元の障りにならぬ時見合せて乞うべし。手を付けて取る事、甚だ不礼なり。

九 香元へ器物返し様の事

香元より出せし道具、香炉、札筒、折末等、香元が出せし通りにして返す。敷紙の上へは返すべからず。敷紙、打敷、香元盤に障るべからず。

十 香席上座の事

当流は香元「右の方」の初座を上座とす。別して貴人の時は、向う中央上座なり。座敷の勝手により、また、貴人、香元の左に付き給はば、左に先ず香炉を廻す。舞楽、競馬等の「左」と云うは、我が為すべて「右」の方を云うなり。

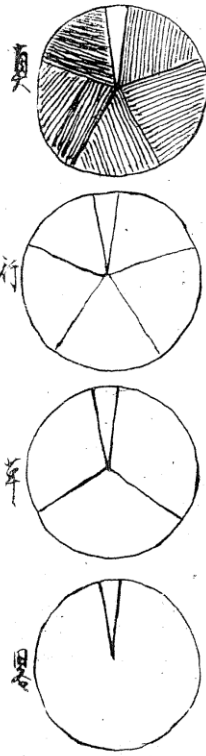
十一 香炉請け取り渡しの際の事

貴人へ香炉差し上げ候は、置き前の足を廻し、左の手にすえ、右の手を香炉の底の際にそえて、いかにも慎みて進上するなり。則ち、御請け取り候には、右の手にて香炉の上を引き上げ候べくに御取り候なり。同輩の人に渡すは、左の手にすえ、右の手を香炉の中程の脇に指先をあて添えて渡す。請取人は、左の手をば、渡す人の手の下に成るようにして、右の手にて香炉を取り揚げ、則ち、左の手に居えて取るなり。下輩の人に引き上げ候ように持ちて、底を請け取る人の左の手の上に置く様に渡すなり。婦人、児、若衆などには、前へ持ちてより、香炉を畳の上へ、能き程の所に置きてしがるなり。

（一）香炉の口は、縁の下の香筋を指し、初めは男女打ち交ざり聞きなれば、最初より畳の上に置き渡し、手より手には渡さぬが能しきなり。別して貴人には一炷聞き、組香でも四方盆に載せて上げ申すなり。

十一 灰押しの事

（一）香炉の口は、縁の下の香筋を指し、初めは男女打ち交ざり聞きなれば、最初より畳の上に置き渡し、手より手には渡さぬが能しきなり。別して貴人には一炷聞き、組香でも四方盆に載せて上げ申すなり。



十三 乱箱組入れの事

（一）乱箱は、源氏物語などにも「うち乱箱」なども出て有り。寸法別巻に有り、飾りも別にあり。

十四 香元置き合わせの事

（一）十組香とも置き合わせ別に図あり、外、焚（柱）合、真花月、連理等は置き合わせ飾り等、秘事なり。

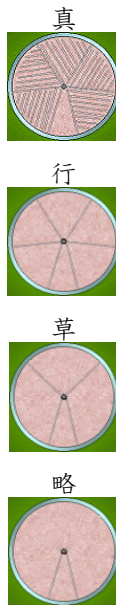
十五 銀葉置き取りの事

（一）銀葉置き取りと云うは、香筋と指にて銀のすみ（角）はきみ、香筋を指より下にして香炉に置くなり。取る時も同前、銀を前の足の方へ銀の一文に成る方を置くべし。すみ違（隅違）には置かぬ物なり。

手より手には渡さざるものなり。当時、組香杯（など）は都（すべ）て男女打ち交ざり聞きなれば、最初より畳の上に置き渡し、手より手には渡さぬが能しきなり。別して貴人には一炷聞き、組香でも四方盆に載せて上げ申すなり。

十二 灰押し様の事

（一）聞香炉は、灰五合に致し、「賞玩の筋とて仔細有り」と宗信も云えり。灰をば香炉のせがいより少し高くかき上げて押しよき程に成するなり。



十三 乱箱組入れの事

（一）乱箱は、源氏物語などにも「うち乱箱」なども出て有り。寸法別巻に有り。飾りも別にあり。

十四 香元置き合わせの事

（一）十組香とも置き合わせ別に図あり。外、焚（柱）合、真花月、連理等は置き合わせ飾り等、秘事なり。

十五 銀葉置き取りの事

（一）銀葉置き取りと云うは、香筋と指にて銀のすみ（角）はきみ、香筋を指より下にして香炉に置くなり。取る時も同前、銀を前の足の方へ銀の一文に成る方を置くべし。すみ違（隅違）には置かぬ物なり。

十六 香席法度の事

- 一 香席にて慎むべき心遣い様々有りといへども、先ず在増(あらまし)古人の戒め
- 置く専要を書き記し侍る。なお、古書を見て考え知るべし。
- 一 功者ぶりて、香麈(粗)末に聞くべからず、久しく聞くも次々へぶしつけなり。一 炷聞きは五息、七息。組香は五息、三息に限るべし。
- 一 香炉あらく取り扱うべからず。香はしりてあし(悪)し。
- 一 鼻息あらくすべからず。灰散りて見にく(醜)し。
- 一 手にて薫を招きかけ聞くべからず。
- 一 我が焚く香を人感じ申し候とて、卑下すべからず。名聞かば、あらわにいうべし。
- 一 香をとり申し時、座中へ挨拶は無用なり。次の人へ一礼すべし。
- 一 香の会に出る時、身に薫物、匂袋等無用なり。
- 一 香を聞く時、灰を見るべからず。焚かざる先に請いて、灰を見るべし。
- 一 香席にて扇あらくつかうべからず。
- 一 香の出る前に鼻をかみ、身繕い、風情を改めつくるべからず。
- 一 香席、貴人有りとも、縁先にて香を聞くべからず。
- 右十二ヶ条は宗信の書にも出て有り。
- 一 身に薫物を焚き、また、革足袋はく事。
- 一 香一遍すむ迄、自餘の咄致す事。
- 一 人とささやき、談合して札打つ事。
- 一 打ちたる札、取りかゆる事。
- 一 香中は(半ば)用所に立つ事。

十六 香席法度の事

- 一 香席にて慎むべき心遣い様々有りといへども、先ず在増(あらまし)古人の戒め
- 置く専要を書き記し侍る。なお、古書を見て考え知るべし。
- 一 功者ぶりて、香麈(粗)末に聞くべからず、久しく聞くも次々へぶしつけなり。一 炷聞きは五息、七息。組香は五息、三息に限るべし。
- 一 香炉あらく取り扱うべからず。香はしりてあし(悪)し。
- 一 鼻息あらくすべからず。灰散りて見にく(醜)し。
- 一 手にて薫を招きかけ聞くべからず。
- 一 我が焚く香を人感じ申し候とて、卑下すべからず。名聞かば、あらわにいうべし。
- 一 香をとり申し時、座中へ挨拶は無用なり。次の人へ一礼すべし。
- 一 香の会に出る時、身に薫物、匂袋等無用なり。
- 一 香を聞く時、灰を見るべからず。焚かざる先に請いて、灰を見るべし。
- 一 香席にて扇あらくつかうべからず。
- 一 香の出る前に鼻をかみ、身繕い、風情を改めつくるべからず。
- 一 香席、貴人有りとも、縁先にて香を聞くべからず。
- 右十二ヶ条は宗信の書にも出て有り。
- 一 身に薫物を焚き、また、革足袋はく事。
- 一 香一遍すむ迄、自餘の咄致す事。
- 一 人とささやき、談合して札打つ事。
- 一 打ちたる札、取りかゆる事。
- 一 香中は(半ば)用所に立つ事。

一 香席にて扇遣う事。もし、時分によりつかい候時は、「半開き」にして「そろそろ」と分別有りて遣うべき事。

一 香会の節、料理にても、菓子にても、山椒餅、柚餅、みかんの類、香のつよき物、手に移り安き物を用いず。座敷にも櫻、蘭、惣じて香のつよき物は置かず。床の生花など、梅は勿論、匂い高き花は生けぬ様に心懸くべし。

組香心得の事

一 香会に貴人、はれ(晴)の客呼び候節は、組香ならば同性の香を組まず、客の香などは別して能き香を用い、随分聞き安きように仕うべし。これ心得なり。客の馳走なり。常々稽古の節は格別なり。されど、客の香は能く分かる様に組むべき事なり。

十七 記録認め様の事

一 凡そ記録認め様は、端書は四字にならぬ様に書くべし。「十炷香之記」「宇治山香記」かくの如く書くなり。札紋は二字に書くべし。「若竹」「古松」「早梅」などと書くなり。名乗は札紋のわきにほそく、字も少し小ぶりに書くなり。尤も名乗を書くに貴人のは御名乗は書かず、御字・御号などを書く。尤も札紋より一字上げて書くなり。十炷に満てざる組香は年号を書かず、月日ばかり書くべし。香筵、出香、香元は書くべし。一炷開の香は中りばかり書き、貴人は当たり数を「何炷」と書く。同輩は数字ばかり書く。端作の下に香組、香銘を書くべし。貴人または、はれの時は、香組、香銘は別に小記録に認るなり。

記録紙の事

一 記録紙、御家流にては「薄よう」を四方の端をたち(断)て「つま紅」に染め用ゆ。今時紙にて、薄ようと申すは却って薄く悪しし。「鳥の子」など申し、または「中庸」とか申して、今の薄よう二枚がけ位も有るの紙なり。

一 香元は書くべし。一炷開の香は中りばかり書き、貴人は当たり数を「何炷」と書く。同輩は数字ばかり書く。端作の下に香組、香銘を書くべし。貴人または、はれの時は、香組、香銘は別に小記録に認るなり。

一 香席にて扇遣う事。もし、時分によりつかい候時は、「半開き」にして「そろそろ」と分別有りて遣うべき事。

十八 小記録の事

一 先時節の銘の香を「一の香」と定め、次々は何成りとも出す。客には聞き安からん為に能き香を出すべし。小記録の紙は常に調べて置く。長さ三寸七分、横五寸。惠南(忍鐘)の「くらぶ山」には長さ三寸五、六分、横四寸七、八分とあり。香終りて、本記録に移すべし。

香組
一 名乗
二 名乗
三 名乗
ウ 名乗



四ツ折 上を少し折て置く

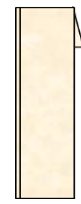
十九 名乗紙の事

一 小切紙が記録印紙も紙も小乗紙も三つ名乗紙とす法無し。堅五寸ばかり、横三寸五、六分位に切り、四つに畳み、頭を少し折りて香盆に載せ出す。上座請け取り、次へ一礼して一枚とり、次へ渡す。次々も右同じ。末座より香元に盆を返す。さて、硯を面々へ出す。聞き終わりにて名乗紙を開き、三折目に間を書き付け、元の如く畳み、上に銘々名乗を書くなり。香元より香盆出る時、上客請け取り、香盆の左のすみにおき、次へ渡す。この時、一礼に及ばず。次の人請け取り、上客の名乗紙を香盆右のすみへ繰り上げ、その後へ自分の名乗紙を置きて、また次へ渡す。次第次第、右の如くにして末座より香元へ渡すなり。香元請け取り、上座より開き、聞きをよ(読)む時、執筆、記録に移すなり。名乗紙書き様、図を見て知るべし。

十八 小記録の事

一 先ず、時節の銘の香を「一の香」と定め、次々は何成りとも出す。客には聞き安からん為に能き香を出すべし。小記録の紙は常に調べて置く。長さ三寸七分、横五寸。惠南(忍鐘)の「くらぶ山」には長さ三寸五、六分、横四寸七、八分とあり。香終りて、本記録に移すべし。

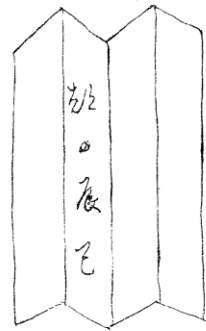
香組
一 名乗
二 名乗
三 名乗
ウ 名乗



四ツ折 上を少し折て置く

十九 名乗紙の事

一 「小切紙」「小記録印紙」「手記録」などとも言う。名乗紙は寸法無し。堅五寸ばかり、横三寸五、六分位に切り、四つに畳み、頭を少し折りて香盆に載せ出す。上座請け取り、次へ一礼して一枚とり、次へ渡す。次々も右同じ。末座より香元に盆を返す。さて、硯を面々へ出す。聞き終わりにて名乗紙を開き、三折目に間を書き付け、元の如く畳み、上に銘々名乗を書くなり。香元より香盆出る時、上客請け取り、香盆の左のすみにおき、次へ渡す。この時、一礼に及ばず。次の人請け取り、上客の名乗紙を香盆右のすみへ繰り上げ、その後へ自分の名乗紙を置きて、また次へ渡す。次第次第、右の如くにして末座より香元へ渡すなり。香元請け取り、上座より開き、聞きをよ(読)む時、執筆、記録に移すなり。名乗紙書き様、図を見て知るべし。



二十 盤立物の事

一 盤立物源平香を以て本とす。古はこればかりなり。その後、源平香を「名所香」に組み替られたり。その餘はその頃より、世にもてはやし行われしなり。動く物を「立物」と申し、動かざる物を「置物」と云う。惣(双)方より争う物は盤を横に置き、前より向こう行く物は豎に置くなり。矢数、競馬の類なり。

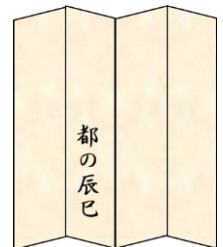
二十一 夜会の事



一 夜会には、「油火」を用ゆ。蠟燭を嫌うなり。嚴重の会には「菊燈台」三つ出す。向こうに一つ、左右に二つなり。人数少な(き時は)、右と左は二つ用ゆ、その時は香元の左の方に一つ、向かいに一つ置くなり。「花香」の時は、左右に二つ置き、菊燈台の下に昔は「油単(ゆたん)」とて布を敷くなり。この事、清少納言枕の草紙にも見たり。今は五角五葉の盆を敷き、これを「打敷」といなり。

二十二 火加減の事

一 火加減は、香事第一の専要なり。宗信曰く、「火を取る時、灰をあたため候心もちに火を入れ、その上に灰を懸け候て、また別の火を置き候て少しあたため、さて取りおろし、別の火を前の穴へ切り目を上へなして入れ、加減能き時、灰を懸け押すなり。」また曰く「香炉、



二十 盤立物の事

一 盤立物、「源平香」を以て本とす。古はこればかりなり。その後、源平香を「名所香」に組み替られたり。その餘はその頃より、世にもてはやし行われしなり。動く物を「立物」と申し、動かざる物を「置物」と云う。惣(双)方より争う物は盤を横に置き、前より向こう行く物は豎に置くなり。矢数、競馬の類なり。

二十一 夜会の事



一 夜会には、「油火」を用ゆ。蠟燭を嫌うなり。嚴重の会には「菊燈台」三つ出す。向こうに一つ、左右に二つなり。人数少な(き時は)、右と左は二つ用ゆ、その時は香元の左の方に一つ、向かいに一つ置くなり。「花香」の時は、左右に二つ置き、菊燈台の下に昔は「油単(ゆたん)」とて布を敷くなり。この事、清少納言枕の草紙にも見たり。今は五角五葉の盆を敷き、これを「打敷」といなり。

二十二 火加減の事


一 火加減は、香事第一の専要なり。宗信曰く、「火を取る時、灰をあたため候心もちに火を入れ、その上に灰を懸け候て、また別の火を置き候て少しあたため、さて取りおろし、別の火を前の穴へ切り目を上へなして入れ、加減能き時、灰を懸け押すなり。」また曰く「香炉、

火より成る時は、火筋にて上に穴をつき明けて、その穴の上
 上に銀を置き香焚くべし。それにてもよわくば、返しを
 一炷穴の内へ豎に入れて、それにて火をほう(焙)ずるなり。貴人
 御座候時は少し火をつよく取るべし。花やかにて
 聞き召さるる為なり。また、曰く「香炉に火を取る心持ち口傳あり。
 第一の秘事なり。底の心持ち、上弱き方、上一分押しして
 指に覚ゆる心持ち。香炉、火強き時は銀の上、少し脇に
 香を置く心持ちなり。」隆勝曰く「火合の事、大なる火を入れ、暫く
 逗留候て、いかにも火を古くして底を強く、上を弱き
 程なるがよく候。惣て火合は銀葉に指をあてて見て、
 こらえ難き程が能きなり。」火合は香炉に寄るといへども、
 間香炉は炭団と背涯と同じ位に置き、灰をかき
 上げ、せがいの上三分の一程が能きなり。惣て火を取る事は先ず高く
 取るべし。下がる事は安きなり。火弱き時は、火を上げる事は
 灰を押し直さねばならず。然れば、程延びて座敷敷
 悪しきなり。空焚きの火合は、口傳少しつよく取る。客、
 路次(地)に入る時分、同香次ぎし時分。羅国は伽羅の
 火合より強く、さそ(佐曾)羅、寸門多羅、同前。また、薫物
 類の火合は羅国と同前なり。間香炉は始めは「そと」強く
 取りて真那蛮などの悪しき香を焚きて、火合よく成りたる
 時、能き香を用いるなり。始めより火合ぬるくするは悪し。寒気
 の節は大なるを入れて、つよく取らざれば聞き悪し。
 また、暖気の節、大なる火をとれば、厚(熱)くして聞かれず。
 また、香炉の大なるに、小さき火を取れば、火力微にして聞き
 難し。また、小さき香炉に大なる火をとれば、あつくして
 聞かれず。その心得有るべし。「小口六分、豎七分」と定めしは、

火より成る時は、火筋にて上に穴をつき明けて、その穴の上
 上に銀を置き香焚くべし。それにてもよわくば、返しを
 一炷穴の内へ豎に入れて、それにて火をほう(焙)ずるなり。貴人
 御座候時は少し火をつよく取るべし。花やかにて
 聞き召さるる為なり。また、曰く「香炉に火を取る心持ち口傳あり。
 第一の秘事なり。底の心持ち、上弱き方、上一分押しして
 指に覚ゆる心持ち。香炉、火強き時は銀の上、少し脇に
 香を置く心持ちなり。」隆勝曰く「火合の事、大なる火を入れ、暫く
 逗留候て、いかにも火を古くして底を強く、上を弱き
 程なるがよく候。惣て火合は銀葉に指をあてて見て、
 こらえ難き程が能きなり。」火合は香炉に寄るといへども、
 間香炉は炭団と背涯と同じ位に置き、灰をかき
 上げ、せがいの上三分の一程が能きなり。惣て火を取る事は先ず高く
 取るべし。下がる事は安きなり。火弱き時は、火を上げる事は
 灰を押し直さねばならず。然れば、程延びて座敷敷
 悪しきなり。空焚きの火合は、口傳少しつよく取る。客、
 路次(地)に入る時分、同香次ぎし時分。羅国は伽羅の
 火合より強く、さそ(佐曾)羅、寸門多羅、同前。また、薫物
 類の火合は羅国と同前なり。間香炉は始めは「そと」強く
 取りて真那蛮などの悪しき香を焚きて、火合よく成りたる
 時、能き香を用いるなり。始めより火合ぬるくするは悪し。寒気
 の節は大なるを入れて、つよく取らざれば聞き悪し。
 また、暖気の節、大なる火をとれば、厚(熱)くして聞かれず。
 また、香炉の大なるに、小さき火を取れば、火力微にして聞き
 難し。また、小さき香炉に大なる火をとれば、あつくして
 聞かれず。その心得有るべし。「小口六分、豎七分」と定めしは、

二寸六、七分位迄の香炉のりま下段は其脇を以て
増減あるべし。但し、組香十人詰の時は、常より大なる
火にあらざれば、後によわく成るものなり。

二十三 炭団の事

一 隆勝曰く「香炉に入れる火の炭は、くの木の丸木炭を
堅に置くなり。炭はかねて拵え置くべし。炭の長さ七分、
幅五分なり。」宗温曰く「香炉炭、たどん(炭団)などいろいろありといえども、
くの木の丸木炭は、焼くは、長き七分、木口六分」
炭団の通は切りて堅に置くなり。香炉の渡り、二寸六、七分の
香炉に宜しき者なり。香炉の大小に依りて炭を増減すべし。

二十四 組香類の事


一 組香は、古十組を以て本とす。夫々代々色々に組替え、米川
の頃より別流の流り九六十組、其版百三拾組程有り。
古十組香は香道秘傳に委し。その余は小引きに出す。

二十五 香棚飾り様の事

一 別巻に委し。(参考『御家流棚盆飾置合大概』)
初座、香拵えの時、棚の上に「十炷香箱」を
袋に入れ、その季の結びをして飾る。戸の内に「香割」、「鋸」等を
道具包に入れ納め置く。下には乱箱に敷紙の内に「香割盤」、
「かり(仮)包」等入れ置き、「外包」も入れる。香箱に組香入れる、香四、五種入れ
前になし中に置く。上の棚には、乱箱に道具組入れ
飾り、地板に「料紙」「硯」を飾るなり。これは、外図にあるなり。口授すべし。

二寸六、七分位迄の香炉によるしき寸法なり。その餘はこれに準じて
増減あるべし。但し、組香十人詰の時は、常より大なる
火にあらざれば、後によわく成るものなり。

二十三 炭団の事

一 隆勝曰く「香炉に入れる火の炭は、くの木(栴)の丸木炭を
堅に置くなり。炭はかねて拵え置くべし。炭の長さ七分、
幅五分なり。」宗温曰く「香炉炭、たどん(炭団)などいろいろありといえども、
くの木の丸木炭を炭に焼く。寸法は長さ七分、木口六分」
この図のとおりに切りて堅に入れるなり。香炉の渡り、二寸六、七分の
香炉に宜しき者なり。香炉の大小に依りて炭を増減すべし。

二十四 組香類の事

一 組香は、古十組を以て本とす。夫々代々色々に組替え、米川
の頃より別して流行、凡そ六十組。その餘、百三拾組程有り。
古十組は『香道秘傳』に委し。その余は小引きに出す。

二十五 香棚飾り様の事

一 別巻に委し。(参考『御家流棚盆飾置合大概』)
初座、香拵えの時、棚の上に「十炷香箱」を
袋に入れ、その季の結びをして飾る。戸の内に「香割」、「鋸」等を
道具包に入れ納め置く。下には乱箱に敷紙の内に「香割盤」、
「かり(仮)包」等入れ置き、「外包」も入れる。香箱に組香入れる、香四、五種入れ
前になし中に置く。上の棚には、乱箱に道具組入れ
飾り、地板に「料紙」「硯」を飾るなり。これは、外図にあるなり。口授すべし。

二十六 組香會式次第の事

一 組香に「真行草」有り。常は「草」を用ゆ。花月、焚合には「行」を用ゆ。連理香には「真」を用ゆ。貴人招請の節は「真」の式を用ゆべし。

二十七 組香秘説の事

一 十炷香は「冬」、花月香は「春」、宇治山香「秋」、小鳥香は「冬」、郭公香「夏」、小草香は「四季ともに」、系図香は「雑」なり。焼合「雑」、源平「雑」、鳥合香「四季とも」

初二十七ヶ條 終

二十六 組香會式次第の事

一 組香に「真行草」有り。常は「草」を用ゆ。花月、焚合には「行」を用ゆ。連理香には「真」を用ゆ。貴人招請の節は「真」の式を用ゆべし。

二十七 組香秘説の事

一 十炷香は「冬」、花月香は「春」、宇治山香「秋」、小鳥香は「冬」、郭公香「夏」、小草香は「四季ともに」、系図香は「雑」なり。焼合「雑」、源平「雑」、鳥合香「四季とも」

初二十七ヶ條 終り

香道百ヶ條

廿五箇條

二十八 香席 扇の事

一 香席は必ず扇を持つべし。下に置きがたき器物
拝見の時、または、貴人へ物を捧る時に用ゆ。扇は両面は
悪し。私の事には表を用い、貴人には裏を用ゆ。
昔、香席扇用ゆる事、宗信の筆記にも有るなり。
茶の方にも扇を用ゆる事となりぬ。その後、宗易(利休)の
歌あり。茶に行かば冬の扇も忘るなよ

壺一覽とまたは定(座)さだめ

二十九 箱類緒の付け様の事

一切箱類、さん蓋、やろう蓋、重ものにてても、身の
真ん中にうつなり。香事、三齋の説には身の真中より

香道百ヶ條

廿五箇條

二十八 香席扇の事

一 香席には、必ず扇を持つべし。下に置きがたき器物
拝見の時、または、貴人へ物を捧る時に用ゆ。扇は両面は
悪し。私の事には表を用い、貴人には裏を用ゆ。
昔、香席扇用ゆる事、宗信の筆記にも有るなり。
茶の方にも扇を用ゆる事となりぬ。その後、宗易(利休)の
歌あり。茶に行かば冬の扇も忘るなよ

壺一覽とまたは定(座)さだめ

二十九 箱類緒の付け様の事

一切箱類、さん蓋、やろう蓋、重ものにてても、身の
真ん中にうつなり。香事、三齋の説には身の真中より

香袋の類は、箱類、長緒結び、それより色々の花鳥虫類、これを惣て「花結び」という。『つれづれ草』、『太平記』等にも出て有るなり。桃花、薬、葉に枚(杉)の横目扇のよじたる糸の余りを「あわび結び」にして

三十一 袋類結び様の事

香道具外、箱類、長緒結び、それより色々の花鳥虫類、これを惣て「花結び」といふは、桃、葉、葉に枚(杉)の横目扇のよじたる糸の余りとあわび結びにして

逢う事はかたがいがいなる「さし結び」と有り

三十一 香席覚悟の事

宗信曰く「香聞かると時、老若とも似合候覚悟有るべき仔細候。若き人、香道心得候とも聊(いささか)も功者ぶりは無用に候。都て香久しく聞くは不礼なれども、また聞き知りたる躰にてうわの空に聞く事甚だ悪し。聞き知りたる名香たりとも、座中の老人などへ名など尋ねる躰尤もに候。我焚く香、火に強き香にて立ちかね候とも、銀葉を押すべからず。その故は、後にて人の焚く時、如何様の香を焚くべきも知れざれば、これ心得なり。末座にては勝手たるべし。香席に出候はば、兼ねて「季の香」を持ち来るべし。新宅にては、別して心得あるべし。宗信なども東山殿にて「八重垣」を焚き候の類なり。「瀬川」「水鳥」などの銘の香などもよろし。

「香席法度」と「覚悟」とは、相似て不同なり。法度は急度(きつと)「厳格な」定めなり。法を守る事なり。覚悟は自今の心得なり。能く能く考うべし。名物の香炉などは、客より床へ御香炉へ置き候えと亭主方へ挨拶有るべし。また、客の内、功者成仁、宗匠などは衆中へ断りを

香分下げて打つたるが宜しといえり。

三十一 袋類結び様の事

香道具外、箱類、長緒結び、それより色々の花鳥虫類、これを惣て「花結び」という。『つれづれ草』、『太平記』等にも出て有るなり。桃花、薬、葉に枚(杉)の横目扇のよじたる糸の余りを「あわび結び」にして

逢う事はかたがいがいなる「さし結び」と有り

『源氏物語』に「あげ巻結び」の事も有りて、宗信の説に曰く

「香袋の結び様(口伝と)これ有るなり。」(参考『御家流白露結集』)

三十一 香席覚悟の事

宗信曰く「香聞かると時、老若とも似合候覚悟有るべき仔細候。若き人、香道心得候とも聊(いささか)も功者ぶりは無用に候。都て香久しく聞くは不礼なれども、また聞き知りたる躰にてうわの空に聞く事甚だ悪し。聞き知りたる名香たりとも、座中の老人などへ名など尋ねる躰尤もに候。我焚く香、火に強き香にて立ちかね候とも、銀葉を押すべからず。その故は、後にて人の焚く時、如何様の香を焚くべきも知れざれば、これ心得なり。末座にては勝手たるべし。香席に出候はば、兼ねて「季の香」を持ち来るべし。新宅にては、別して心得あるべし。宗信なども東山殿にて「八重垣」を焚き候の類なり。「瀬川」「水鳥」などの銘の香などもよろし。

「香席法度」と「覚悟」とは、相似て不同なり。法度は急度(きつと)「厳格な」定めなり。法を守る事なり。覚悟は自今の心得なり。能く能く考うべし。名物の香炉などは、客より床へ御香炉へ置き候えと亭主方へ挨拶有るべし。また、客の内、功者成仁、宗匠などは衆中へ断りを

いづて床に揚り候ても尤もに候。その座躰に寄り覚悟あるべし。
床に置くとき、盆により口傳あり。心得べき者なり。

三十二 志野棚香棚の事

一 香と茶は雅事の雌雄と成りぬるを、いにしえは同じく
用られしを豊臣太閤の頃、茶事ばかりが専(もっぱら)に
行われ、すえず(末々)は茶人すら香道知らざる人多くなり行きしなり。
大なる心得違ひなり。本を知らざらんが如し。志野棚、
丸卓すべて別に寸法あり。

三十三 銀葉の事

一 古は薫物新故は金銀の薄く延べたるに色々花の形など
打ち出し彫りたるを用ゆ。それ以後、一木の奇南を賞翫せしゆえに、
専ら雲母を用ゆるといへども、古名を呼びて「銀葉」と云うなり。
大きき九分四方、八分、七分迄用ゆるなり。何れも角み一分の面を取り、
銀にて覆輪を取る。一炷間には「ふくりん」無きを用ゆ。これ、古法なり。
「ふくりん」の有るは組香ばかりと心得べし。宗信曰く、「仮初めにも
名香を聞く銀と合香を聞く銀とは別に致すべき事なり。」

大に九分四方八分七分迄用ゆる。何れも角み一分の面を取り、
銀にて覆輪と取へ。假初めにも「ふくりん」無きを用ゆ。是古法なり。
「ふくりん」の有るは組香ばかりと心得べし。宗信曰く「仮初めにも
名香を聞く銀と合香を聞く銀とは別に致すべき事なり。」

三十四 香割新古の事

一 古は、南蛮高麗の打ち延べの火筋を用ゆ。凡そ長さ七寸。古書に見えたり。
当流は柄無き物を用ゆ。金銀四分一(しづいち)合(金)等の打ち延べなり。
今は、柄を唐
木にて作るなり。

三十五 火筋新古の事

一 古は、南蛮高麗の打ち延べの火筋を用ゆ。凡そ長さ七寸。古書に見えたり。
当流は柄無き物を用ゆ。金銀四分一(しづいち)合(金)等の打ち延べなり。
今は、柄を唐
木にて作るなり。

一 古(いにしえ)は、薫物ばかり故に金銀の薄く延べたるに色々花の形など
打ち出し彫りたるを用ゆ。それ以後、一木の奇南を賞翫せしゆえに、
専ら雲母を用ゆるといへども、古名を呼びて「銀葉」と云うなり。
大きき九分四方、八分、七分迄用ゆるなり。何れも角み一分の面を取り、
銀にて覆輪を取る。一炷間には「ふくりん」無きを用ゆ。これ、古法なり。
「ふくりん」の有るは組香ばかりと心得べし。宗信曰く、「仮初めにも
名香を聞く銀と合香を聞く銀とは別に致すべき事なり。」

三十二 志野棚香棚の事

一 香と茶は雅事の雌雄と成りぬるを、いにしえは同じく
用られしを豊臣太閤の頃、茶事ばかりが専(もっぱら)に
行われ、すえず(末々)は茶人すら香道知らざる人多くなり行きしなり。
大なる心得違ひなり。本を知らざらんが如し。志野棚、
丸卓すべて別に寸法あり。

三十三 銀葉の事

一 古(いにしえ)は、薫物ばかり故に金銀の薄く延べたるに色々花の形など
打ち出し彫りたるを用ゆ。それ以後、一木の奇南を賞翫せしゆえに、
専ら雲母を用ゆるといへども、古名を呼びて「銀葉」と云うなり。
大きき九分四方、八分、七分迄用ゆるなり。何れも角み一分の面を取り、
銀にて覆輪を取る。一炷間には「ふくりん」無きを用ゆ。これ、古法なり。
「ふくりん」の有るは組香ばかりと心得べし。宗信曰く、「仮初めにも
名香を聞く銀と合香を聞く銀とは別に致すべき事なり。」

三十四 香割(筋)新古の事

一 古法は杉の木地にて作る。宗入の書に出る。寸法、凡そ七寸。竹筋も
用ゆ。米川常伯、五寸七分。当流は唐木にて長さ五寸、真の時は
杉の木地を用ゆ。

三十五 火筋新古の事

一 古は、南蛮高麗の打ち延べの火筋を用ゆ。凡そ長さ七寸。古書に見えたり。
当流は柄無き物を用ゆ。金銀四分一(しづいち)合(金)等の打ち延べなり。
今は、柄を唐
木にて作るなり。

三十六 香爐灰改む事

一度香を焼くは香爐にも香氣移るゆえ、灰をい(煎)りてさま(冷)し震(篩)い、香爐も一夜水に付(浸)けて、取り上げ、ほ(干)して灰を入る。梅雨の時節も右の通りに致すべきなり。

三十七 香を染むる墨の事

染墨とも粉墨ともいふ。古来は端墨を用ゆるなり。当流の傳に桐の木を焼き、粉にして用ゆ。また、麻の木も焼き、能くす(摺)りて用ゆ。ただし、染墨は組香の節ばかり用ゆるなり。

三十八 灰製法の事

能阿弥御師の記に曰く、「灰は、備中灰を用ゆ」と有り。これ、備前磁器の間にはさみ焼く。茅芦の類なり。香雜記に曰く、「香爐灰に池のつると葉を干して焼きて用ゆ。火久しくもつなり。」これ、「菱灰」なり。「豆がら灰」、豆がらを焼きて、また、いりてじょう(尉)になして用ゆ。「埋木灰」、奥州名取川より流れ出る朽木を灰に焼きしものと云えり。名取川は、歌名所にて埋れ木を読み合わすなり。色、茶にして至て佳品なり。今売る埋木灰は海船の朽木を焼き、灰にしたる物なり。色、鶯色にして下品なる物なり。「杉灰」、杉の立ち枯れを葉も土鍋の内に入れ、焼きて、その後強くいれば、残りしもの皆白く美しくなる。細かにふるい用ゆ。これ火持ちよく軽からず、重からず、色白くして良き方なり。

三十七 香を染むる墨の事

能阿弥御師の記に曰く、「灰は、備中灰を用ゆ」と有り。

これ、備前磁器の間にはさみ焼く。茅芦の類なり。香雜記に曰く、「香爐灰に池のつると葉を干して焼きて用ゆ。火久しくもつなり。」

これ、「菱灰」なり。「豆がら灰」、豆がらを焼きて、また、いりてじょう(尉)になして用ゆ。「埋木灰」、奥州名取川より流れ出る朽木を灰に焼きしものと云えり。

名取川は、歌名所にて埋れ木を読み合わすなり。色、茶にして至て佳品なり。今売る埋木灰は海船の朽木を焼き、灰にしたる物なり。色、鶯色にして下品なる物なり。「杉灰」、杉の立ち枯れを葉も土鍋の内に入れ、

焼きて、その後強くいれば、残りしもの皆白く美しくなる。細かにふるい用ゆ。これ火持ちよく軽からず、重からず、色白くして良き方なり。

「富士灰」、富士山より出る。かるく火持ちよけれども、灰押しして綺麗にならず。「鳳凰灰」、本石灰を水干し何遍もして、能くふるい用ゆ。

上品なり。「白菊雲散灰」は、貝を焼きたるものゆえ悪し。「桃色灰」もこの灰に丹を少し交ぜたる物なり。古書に「奥州塩のまつ」といふ灰を賞翫するよし見えたり。古、「江州すくもの

三十六 香爐灰改むる事

一度香を焼くは香爐にも香氣移るゆえ、灰をい(煎)りてさま(冷)し震(篩)い、香爐も一夜水に付(浸)けて、取り上げ、ほ(干)して灰を入る。梅雨の時節も右の通りに致すべきなり。

三十七 香を染むる墨の事

染墨とも粉墨ともいふ。古来は端墨を用ゆるなり。当流の傳に桐の木を焼き、粉にして用ゆ。また、麻の木も焼き、能くす(摺)りて用ゆ。ただし、染墨は組香の節ばかり用ゆるなり。

三十八 灰製法の事

香爐灰に池のつると葉を干して焼きて用ゆ。火久しくもつなり。足菱灰は、夏に焼く。灰を焼く。又、やを煮く。やを煮く。埋木灰、奥州名取川より流れ出る朽木を灰に焼きしものと云えり。名取川は、歌名所にて埋れ木を読み合わすなり。色、茶にして至て佳品なり。今売る埋木灰は海船の朽木を焼き、灰にしたる物なり。色、鶯色にして下品なる物なり。「杉灰」、杉の立ち枯れを葉も土鍋の内に入れ、焼きて、その後強くいれば、残りしもの皆白く美しくなる。細かにふるい用ゆ。これ火持ちよく軽からず、重からず、色白くして良き方なり。「富士灰」、富士山より出る。かるく火持ちよけれども、灰押しして綺麗にならず。「鳳凰灰」、本石灰を水干し何遍もして、能くふるい用ゆ。上品なり。「白菊雲散灰」は、貝を焼きたるものゆえ悪し。「桃色灰」もこの灰に丹を少し交ぜたる物なり。古書に「奥州塩のまつ」といふ灰を賞翫するよし見えたり。古、「江州すくもの

灰も用ゆよし見えたり
風土記云上右栗ノ大樹有栗ノ本。郡名是より出し右栗朽すなもま
奥州湖越松

夜もすがら風は波をはこばせて
月を垂れたる湖越のまつ
西行法師

三十九 炭団制法の事

一 作り炭団は悪し。くの木(栲)の炭宜し。寸法は二十七ヶ條の
うちに出たり。ここには製法を出す。寸法の如く切りて寒中、
一日一夜水に漬け置き、取り上げ庭に出だし、雨露霜雪に合わせ、寒三十日
取り入れずして晒し置くべし。その後、器に入れて用ゆるべし。第一の
良法なり。また、寒製の物
つかい切り、急に用い候時は、何時にても、湯にて二、三沸程煮て
取り出し、日にほしかわかし用ゆるなり。

四十 香屏風の事

一 廣(広)座敷にては、必ず香屏風を用ゆ。大方二尺七寸より、三尺迄なり。
人の居丈有るにより、「座越屏風」とも云うなり。八枚折りなり。
表、大高白張りなり。裏、惣金紺じよう(青)にて、鳥襷(とりだすき)を置き、つがい
銀金物形蝶なり。縁は蠟色なり。また、「あじろ屏風」をも用ゆ。
骨黒塗、腰あじろ、蝶つがい紫の太き組系にてとじ
たるなり。あじろ屏風、これの事は『源氏物語』宇治十帖の内
にも見えたり。

四十一 盤立物の事

一 当流古は、十組香の内「源平香」ばかりに盤立物を用ゆる
始めなり。その後、志野氏、世々、米川常伯、大口含翠、大枝流芳

灰」も用ゆよし見えたり。

風土記に云う、上古、栗の大樹あり。栗の本。郡名これより出ずる。右、
栗朽を「すくも」と云う。

奥州湖越松(しおこのまつ)に歌あり。

夜もすがら風は波をはこばせて
月を垂れたる湖越のまつ
西行法師

三十九 炭団制(製)法の事

一 作り炭団は悪し。くの木(栲)の炭宜し。寸法は二十七ヶ條の
うちに出たり。ここには製法を出す。寸法の如く切りて寒中、
一日一夜水に漬け置き、取り上げ庭に出だし、雨露霜雪に合わせ、寒三十日
取り入れずして晒し置くべし。その後、器に入れて用ゆるべし。第一の
良法なり。また、寒製の物
つかい切り、急に用い候時は、何時にても、湯にて二、三沸程煮て
取り出し、日にほしかわかし用ゆるなり。

四十 香屏風の事

一 廣(広)座敷にては、必ず香屏風を用ゆ。大方二尺七寸より、三尺迄なり。
人の居丈有るにより、「座越屏風」とも云うなり。八枚折りなり。
表、大高白張りなり。裏、惣金紺じよう(青)にて、鳥襷(とりだすき)を置き、つがい
銀金物形蝶なり。縁は蠟色なり。また、「あじろ屏風」をも用ゆ。
骨黒塗、腰あじろ、蝶つがい紫の太き組系にてとじ
たるなり。あじろ屏風、これの事は『源氏物語』宇治十帖の内
にも見えたり。

四十一 盤立物の事

一 当流古は、十組香の内「源平香」ばかりに盤立物を用ゆる
始めなり。その後、志野氏、世々、米川常伯、大口含翠、大枝流芳

杯種く面白き組香杯種めはせしなり

四十二 三秘香の事

「焚合十炷香」「花月香」「連理香」なり。式次第は秘事
なれば別に伝うるなり。

四十三 香の移り香を去る事

宗信筆記に出たれば、今ここに略す。また法、「桃仁(とうにん)」を能く
すり、水を入れ、香をつけ置き、その後取り出だし、よき水にて洗い、
陰干しにするなり。

四十四 香養いようの事

香は、随分気の漏れぬ様に持ちなす第一なり。殊に名香などは
少しく木がさ(嵩)これ無き物なれば、香氣失い安し。常に納め置きには
「茶」を入れ「錫」の二重蓋の器よし。これにしくものなし。

他に持ち行きには、「火折袋」(ひうちぶくろ)に入れ提げがよし。懐中すれば
人氣暖にて香氣もれ散じるなり。香包の内「竹の皮紙」に包むべし。

竹の皮は物の氣をもらさぬ事、別書にも見えたり。夏は
「香冷(こうひやし)」という器物は下に水を入れ、かけ(掛子)に香を双べ置くなり。
また、白米をよく(乾)かして、その上に香を置き、その上にまた右の米を
掛け置くなり。

○原文
火折、按
大撰、詩

素と火折の二重蓋の器よし。是れよくそのか
他は持ち行くより火折袋に入れ提げよう。懐中をれば
人氣暖にて香氣もれ散る。香包の内「竹の皮紙」に包むべし。
香冷といふ。置箱に水を入れ、かけ(掛子)に香を双べ置くなり。
又白米をよく(乾)かして、その上に香を置き、その上にまた右の米を
掛け置くなり。

四十五 火打袋の事

後撰集 みちのくにまかりける人に火打つかわすとして書付け侍りける。
折々にうちてたく火のけぶり(煙)あらば

あはれ了んてとをのしとあはれ

など、種々面白き組香など、盤物に作り出だせしなり。

四十二 三秘香の事

「焚合十炷香」「花月香」「連理香」なり。式次第は秘事
なれば別に伝うるなり。

四十三 香の移り香を去る事

宗信筆記に出たれば、今ここに略す。また法、「桃仁(とうにん)」を能く
すり、水を入れ、香をつけ置き、その後取り出だし、よき水にて洗い、
陰干しにするなり。

四十四 香養いようの事

香は、随分気の漏れぬ様に持ちなす第一なり。殊に名香などは
少しく木がさ(嵩)これ無き物なれば、香氣失い安し。常に納め置きには
「茶」を入れ「錫」の二重蓋の器よし。これにしくものなし。

他に持ち行きには、「火折袋」(ひうちぶくろ)に入れ提げがよし。懐中すれば
人氣暖にて香氣もれ散じるなり。香包の内「竹の皮紙」に包むべし。

竹の皮は物の氣をもらさぬ事、別書にも見えたり。夏は
「香冷(こうひやし)」という器物は下に水を入れ、かけ(掛子)に香を双べ置くなり。
また、白米をよく(乾)かして、その上に香を置き、その上にまた右の米を
掛け置くなり。

【欄外注書】原文「火折」は按ずるに「火打」の誤りなるべし。

四十五 火打袋の事

後撰集 みちのくにまかりける人に火打つかわすとして書付け侍りける。

折々にうちてたく火のけぶり(煙)あらば
こころさすかをしのべと(ぞ)おもふ つらゆき

(後撰和歌集 1304)

隆勝曰「香外へ持ち行くには火打袋に入れる」と。香茶の雅人、古より火打袋持つなり。『禮記内則』に出る。また、『景行記』に云う、大和姫尊に給う所の袋の口を開き見れば、火打其中はありと。

四十六 香名出所の事

奇南に雅名を付くる事、道誉よりはじまる。出所銘、詩歌の銘、姓名銘、色鉢銘、古実銘香なり。

四十七 香炉置き前の事

唐土より渡る香炉には必ず「置き前の足」あり。三つの内、足一つ除きたるを「置き前」と云う。また、香炉に模様有るは山水にても表とすべきもようの下の足を置き前とす。青磁などの昔の香炉にて三足遠近なくば、見付けよき方を表とすべし。また、くわん入(貫入)などの景ある方を表とす。

香の香瓶、一と三足を連ねて、唐土の香瓶、一と三足を連ねて、又くわん入(貫入)などの景ある方を表とす。

四十八 灰の仕様賞翫の著目の事

当流、灰の押し形、間香炉の著目は、二十七ヶ条の内に有り。空焚、供香の灰は志野流宗入十七ヶ条の如し。然れども賞翫の著目無し。(米川)常伯、賞翫の著目をしらぬ事は有るまじ。後世の伝え失いなるべし。

四十九 香争来源の事

香は、異域(いき)の産物なり。香焚く事も天竺仏在世より発する。仏書、沈水、梅檀を焚く事仏經に見えたり。唐土にては漢の頃、初めて焚香の事あり。また、「蘭薰桂椒」の類を焚く。漢の頃、初めて焚香の事あり。また、「蘭薰桂椒」の類を焚く。

隆勝曰「香外へ持ち行くには火打袋に入れる」と。香茶の雅人、古より火打袋持つなり。『禮記内則』に出る。また、『景行記』に云う、大和姫尊に給う所の袋の口を開き見れば、火打其中はありと。

古は天地神祇佛仙の記に供せしなり。人間の翫ぶ物には
あらず。「供香」と云うて、香を焚く初めなり。唐の世になつて文華
盛りにして、終にこれをもつて翫華とせり。君を拝するにも、
客を饗応するにも、「空焚」して風雅の翫となれり。
この事長じて衆香を合わせて、「焼合薫物」とす。明朝に至りて
合香の拙き事を知りて、始めて一木の奇南を賞玩せり。
我が朝、古えは且つてこの事なし。聖徳太子、仏法を信じ
給いにしより、始めて香を焚く事をおこれり。その後、朝廷にて
専ら合わせ香もてはやされし事『源氏物語』などに見えたり。
今、朝廷には専ら合わせ香を用い給う。「古今集御伝授」の
後に合香の御伝授有りと言ふ。大切の事とかや。一味の香を
専らに用い始めしは、足利將軍家の頃、発（おこ）れり。京極道譽取り分け
香を翫好せし事、前に論ぜし如く、一木を翫びし始め、
焚香事、「供香」が元にて、その後「空香」と変じ、その餘
「翫香」となる。「空香」も翫なれども、今の如く好悪を定め、
鼻先にあてて委しく聞く事は、取り分けて翫香なり。また、焚組香、
名香合等出来て弥甚敷（いよいよはなはだしく）、今の組香発れり。

香の類は、一は元にて、その後「空香」と変じ、その餘「翫香」となる。「空香」も翫なれども、今の如く好悪を定め、鼻先にあてて委しく聞く事は、取り分けて翫香なり。また、焚組香、名香合等出来て弥甚敷（いよいよはなはだしく）、今の組香発れり。

五十 蘭奢待の事

是は天平年中に東大寺へ納め行なう名香なり。香道
秘傳に宗信曰く「蘭奢待と云う事、この字が秘事なり。」
と有り。「東大寺」の文字自然にこれ有る事なり。ほかに沈香の
図、貫目並びにこの名の事、委しく別卷あり。実に
奇南中の冠たる物なり。

五十一 右重左半の事

是は天平年中に東大寺へ納め行なう名香なり。香道
秘傳に宗信曰く「蘭奢待と云う事、この字が秘事なり。」
と有り。「東大寺」の文字自然にこれ有る事なり。ほかに沈香の
図、貫目並びにこの名の事、委しく別卷あり。実に
奇南中の冠たる物なり。

一 隆勝曰く右重左半と申す事、御座候。口上に申し入れる如くに候。分別有るべきなり。」とあり。これは、昼夜ともに「半」の時は左の鼻あき、「重」の時は右の鼻よく通ずるなり。半の時は五つ、九、七、重の時は四、八、六。

五十二 鼻改むるの事

一 名香出候後にて「沈外」など出し候も、鼻を改むるなり。組香、沢山に聞き候て逆上致し、分かちかね候時は、酢を綿にしめし、蛤貝に入れ、たもとに入れて、これをかぎ(嗅)候えば、大いに鼻を改め、よく聞かれる物なり。

二十五箇條 終り

香道百ヶ條 終

香道百ヶ條

口松八箇條

香道百ヶ條

四拾八箇條

五十三 拝領道具之事

一 貴人より拝領の道具、香炉は勿論、ほかの小道具などは盆に載せ置くべし。拝領の香は、組香には用はず。一炷焚きに出し候時は、右の訳を申し、初めに炷くべし。次に出す香はすこしおとり(劣)たるを焚くべし。

五十四 盆にて香を聞く事

一 盆に載する香炉は、左の手にて盆を持ち、右の手にて香炉をとらえ、座鋪(敷)へ出る。かくのごとくせざれば、香炉はしり候ものなり。また、座中にて居ながら請け取り渡しは、盆ながら押し廻して出す。依よって貴人は盆ながら御聞き候ものなり。

一 隆勝曰く「右重左半と申す事、御座候。口上に申し入れる如くに候。分別有るべきなり。」とあり。これは、昼夜ともに「半」の時

あき、「重」の時は右の鼻よく通ずるなり。半の時は五つ、九、七、重の時は四、八、六。

五十二 鼻改むるの事

一 名香出候後にて「沈外」など出し候も、鼻を改むるなり。組香、沢山に聞き候て逆上致し、分かちかね候時は、酢を綿にしめし、蛤貝に入れ、たもとに入れて、これをかぎ(嗅)候えば、大いに鼻を改め、よく聞かれる物なり。

二十五箇條 終り

香道百ヶ條

四拾八箇條

五十三 拝領道具之事

一 貴人より拝領の道具、香炉は勿論、ほかの小道具などは盆に載せ置くべし。拝領の香は、組香には用はず。一炷焚きに出し候時は、右の訳を申し、初めに炷くべし。次に出す香はすこしおとり(劣)たるを焚くべし。

五十四 盆にて香を聞く事

一 盆に載する香炉は、左の手にて盆を持ち、右の手にて香炉をとらえ、座鋪(敷)へ出る。かくのごとくせざれば、香炉はしり候ものなり。また、座中にて居ながら請け取り渡しは、盆ながら押し廻して出す。依よって貴人は盆ながら御聞き候ものなり。

左の手にて盆を持ち、右の手にて香炉の背涯にそえて、御聞き候ものなり。武家、大名衆などは、香炉を取り上げ御聞き候て宜し。四方盆は、極真の物なり。決して貴人へ出すばかりなり。

五十五 貴人の前にて香聞き様の事

貴人より香焚出されて聞く時は、香炉を取り、慎みて頂戴致し、左の手にすえ、右の手を下へ重ねて、貴人より「とくと聞け」と仰せられ候はば、その時、手を覆い、常のごとくに聞くべし。また、木所吟味などにて、とくと聞かて叶わぬ香ならば、御次の間にて聞くべし。または、御赦し有るべく由、御断り申し上げ、手を覆い、とくと聞くべし。むつかしき香を聞く定まり事は、一応にては定めがたし。大切成る聞き定むべき香ならば、持ちて返り、幾度も聞きて極むべし。また、我聞きたる香を平人の如くに火末を取り上ぐべからず。「是非かえせ」との仰せられ候はば、格別なり。また、「継げ」との仰せならば、

下座へ退きて、香を継ぎて持ち出すべし。貴人の前にて香を継ぐ時は、「香刀」を用いず。「爪」にてかきて焚くべきなり。

五十六 供香の事

供香は香を焚きしはじめなり。天地神祇、鬼神を敬う時に供せしが、後に空焚になり、香に成りしなり。先ず灰はいつにても六合に押し、香も横に置き、銀葉はしかず、(床)前後左右の真中に置く事、供香の置き目と心得べし。盆の絵様にも心得有りと奥に出す。

五十七 空焚の事

空焚も供香に同じく灰も六合におし、銀葉鋪かず。名香は用いず。空焚は香を翫とする始めなり。鼻にあてて

左の手にて盆を持ち、右の手にて香炉の背涯にそえて、御聞き候ものなり。武家、大名衆などは、香炉を取り上げ御聞き候て宜し。四方盆は、極真の物なり。決して貴人へ出すばかりなり。

五十五 貴人の前にて香聞き様の事

貴人より香焚出されて聞く時は、香炉を取り、慎みて頂戴致し、左の手にすえ、右の手を下へ重ねて、貴人より「とくと聞け」と仰せられ候はば、その時、手を覆い、常のごとくに聞くべし。また、木所吟味などにて、とくと聞かて叶わぬ香ならば、御次の間にて聞くべし。または、御赦し有るべく由、御断り申し上げ、手を覆い、とくと聞くべし。むつかしき香を聞く定まり事は、一応にては定めがたし。大切成る聞き定むべき香ならば、持ちて返り、幾度も聞きて極むべし。また、我聞きたる香を平人の如くに火末を取り上ぐべからず。「是非かえせ」との仰せられ候はば、格別なり。また、「継げ」との仰せならば、

五十六 供香の事

供香は香を焚きしはじめなり。天地神祇、鬼神を敬う時に供せしが、後に空焚になり、香に成りしなり。先ず灰はいつにても六合に押し、香も横に置き、銀葉はしかず、(床)前後左右の真中に置く事、供香の置き目と心得べし。盆の絵様にも心得有りと奥に出す。

五十七 空焚の事

空焚も供香に同じく灰も六合におし、銀葉鋪かず。名香は用いず。空焚は香を翫とする始めなり。鼻にあてて

香は後のことなり。床に置く時は左右は中央なり。前後は
畳目三つ前へ出す。供香に紛れぬ為なり。また、掛物も観音、
達磨などの類を嫌う。供香に似てあしければなり。山水花鳥
の類、掛くべし。

五十八 焚組香一炷間の事

焚組香は、兼ねて連中へこの由申し遣し、各香数を持ち出らるる
様にすべし。次第よき様に名をつぎ合わすなり。意味は
次の箇条にあり。香は「半」につぐべし。香炉、畳に置き、
渡すべし。一炷間と云うは、座の奥に香を聞くを云う。「重」に
つぐべし。半に焚くべからず。香炉手渡しにせず、一炷間には名
物の香炉も用ゆる故、とかくあぶなからぬ様に置き渡すべし。
また、香一炷は焚かぬものなり。風流のことに興なくては悪しし。

五十九 香継ぎ様の事

昔は香継ぎ様に次第なく、志野宗信の頃より始めて、
「四季恋雑」の名の香を連歌の様に継ぐ事を興とせり。
これを「焚組香」というて、当季の香を始めに焚き、それよりまた
季の香をあしらい、その次は季にあらでも苦しからず。この三種は
すべて能き香をつぐなり。また、陰陽の去名あり。この三種へて四炷目に
沈外などを焚きて、座躰を改め、その後はいかよの香も
焚くべし。付け合はれは餘りひたし(親)からぬ様に継ぐべし。「玄宗」に
「楊貴妃」、「八橋」に「杜若」などを嫌うよし、古より云えり。また、「中
川」に「千鳥」を継ぐ古人手柄のよし、宗信云えり。東山殿御小座敷
出来の時、宗信、香をつぎしに「八重垣」を継がれし事あり。
祝儀の時、弔等の時、焚くべき香の名、心得あるべし。

五十九 香継ぎの事

昔は香継ぎは次第なく、志野宗信の頃より始めて、
四季恋雑の名の香を連歌の様に継ぐ事を興とせり。
是成、焚組他香と云ふ。當季の香を、座躰を改め、その後は
能き香をつぐなり。また、陰陽の去名あり。この三種へて四炷目に
沈外などを焚きて、座躰を改め、その後はいかよの香も
焚くべし。付け合はれは餘りひたし(親)からぬ様に継ぐべし。「玄宗」に
「楊貴妃」、「八橋」に「杜若」などを嫌うよし、古より云えり。また、「中
川」に「千鳥」を継ぐ古人手柄のよし、宗信云えり。東山殿御小座敷
出来の時、宗信、香をつぎしに「八重垣」を継がれし事あり。

伽羅と達(木)と一つ扶みにならぬ様に焚くべし。

六十 陰陽の香の事

○扶合(木)香
○連理香
○真花月香
傳書に、
伽羅羅國門
多良を陽とし、
真那實(真那壘)
佐曾羅(蘇聞多羅(真奈迦))
を陰とし、これを心得て陰より
陽方へ繼ぐべし。陽より陰へ繼ぐべからず。右陰陽繼ぎ様の
次第は、初め三炷の内事なり。四炷目に沈外を焚き、それよりは
何れにても焚くべきなり。

六十一 沈外の事

古は「沈」という香の惣名なり。今以て堂上、公家には「沈」と呼び
給いて「伽羅」という名目なし。心得べき事なり。古書に

世に沈敷(木)なり。將軍家より朝庭(廷)へ伽羅を献せられ、
其甲返給ふも新羅(沈)へ返物せられしと云。沈箱箱
に名目も「かんかん」に「せん」といふも、伽羅といふは木
香の外成るものといふ意や。「雪月花集」に追加六種の内に
沈外有り。宗信曰く「十種の内の名香焚きしあとにて「香つけ」との
所望には沈外、丹霞にてあしらい申すべき由定めし」となり。
宗温曰く「沈外の聞き口傳と有りて、沈外の木所赤くすほう(蘇芳)の
如く、聞きは羅國の悪しき香なり」と云えり。然れども「沈の外」なる
物は沈外なれば、薄き達ちの木、または和木、何れ成りとも沈外と
名付け焚くは、その心に同じ。名香の隔てに「沈外」とて、
外のを焚く事、面白き意味なり。

伽羅と達(木)と一つ扶みにならぬ様に焚くべし。

六十 陰陽の香の事

陰陽の香の説、宗温の書に見えたり。唐の書には奇南を
陽とし、沈水を陰とするよし見えたり。これにより発揮(ほつき)
せし説成るべし。伽羅、羅國、真那壘(寸門多良)を陽とし、
真那實(真那壘)、佐曾羅、蘇聞多羅(真奈迦)を陰とし、これを心得て陰より
陽方へ繼ぐべし。陽より陰へ繼ぐべからず。右陰陽繼ぎ様の
次第は、初め三炷の内事なり。四炷目に沈外を焚き、それよりは
何れにても焚くべきなり。

六十一 沈外の事

古は「沈」という香の惣名なり。今以て堂上、公家には「沈」と呼び
給いて「伽羅」という名目なし。心得べき事なり。古書に
「世上沈敷寄候など有り。將軍家より朝庭(廷)へ伽羅を献せられ、
その御返輸(かんかん)にも新羅の沈一段献せられ」と有り。沈箱などと
いふ名目もこれなり。今の世上すべて香を「伽羅」といひ達木、
奇南をしこめて「伽羅」というが如し。然らば「沈外」といふは
香の外成るものといふ意や。「雪月花集」に追加六種の内に
沈外有り。宗信曰く「十種の内の名香焚きしあとにて「香つけ」との
所望には沈外、丹霞にてあしらい申すべき由定めし」となり。
宗温曰く「沈外の聞き口傳と有りて、沈外の木所赤くすほう(蘇芳)の
如く、聞きは羅國の悪しき香なり」と云えり。然れども「沈の外」なる
物は沈外なれば、薄き達ちの木、または和木、何れ成りとも沈外と
名付け焚くは、その心に同じ。名香の隔てに「沈外」とて、
外のを焚く事、面白き意味なり。

【欄外注書】 六十条傍線部の訂正について

○梵合十炷香

○連理香

○真花月香等

伝書には、伽羅、羅国、寸門多良を陽とし。真那蛮、真那加、佐曾良を陰とす。

今この百ヶ條第六十條、本文に真那蛮を陽とし、寸門多良を陰とするは、まさに誤りと見てしかるべし。

六十二 追加の事

追加の文字にて見れば、追つて加うるという事にて、六十種と定めて後、面白き香出て六十一種と成り、また、六十六種とせしやうなれども、一定して左様ばかりにてもなし。これは名香を焚きし後は、もはや続く香もなければ、一向に別の物にてあしらうべしという意味なり。「東大寺」の追加は「沈外」「古木」「あやめ」その外、十種の香の内には「園城寺」、または「念殊」を用ゆ。この外、五十種のうちの名香には、何れ成りとも追加に焚くべし。追加は、あしらいという意と見るべし。

六十種の外、六種の追加の香用いてあしらうべし。また、組香に追加を聞くと云う事あり。これは、また別の事にて伽羅にてても何にても用い、焚き終わりし火末を元の如く包み直し、別に香一種を「ウ」に入れ替えて聞く事あり。故に組香の追加を聞き当たるを手柄にするなり。「点」も多く、また聞きはずしたるは、「星」を附けるなり。

別、古書に「伽羅持ちの所にて伽羅焚くべからず。羅国など能き候。真那伽、真那蛮は始めから焚かず」と云々。この説の如く、名香所持の方にて、その香どうかかかいて能き香を焚くべからず。

六十三 名香持ちの所にて香焚く心得の事

古書に「伽羅持ちの所にて伽羅焚くべからず。羅国など能き候。真那伽、真那蛮は始めから焚かず」と云々。この説の如く、名香所持の方にて、その香どうかかかいて能き香を焚くべからず。

少しずつ、名香を持ちし人を「名香持ち」とはいうべからず。それは何れの家にもあり。只家の香として、元木を持ちし人の方にて、それより勝りたる香を焚く事、不慮慮なるべし。この意なり。

六十四 凶禮の香の事

古書に「不幸などこれ有る家にては「般若」、その外「法花経」等の

六十二 追加の事

追加の文字にて見れば、追つて加うるという事にて、六十種と定めて後、面白き香出て六十一種と成り、また、六十六種とせしやうなれども、一定して左様ばかりにてもなし。これは名香を焚きし後は、もはや続く香もなければ、一向に別の物にてあしらうべしという意味なり。「東大寺」の追加は「沈外」「古木」「あやめ」その外、十種の香の内には「園城寺」、または「念殊」を用ゆ。この外、五十種のうちの名香には、何れ成りとも追加に焚くべし。追加は、あしらいという意と見るべし。

六十種の外、六種の追加の香用いてあしらうべし。また、組香に追加を聞くと云う事あり。これは、また別の事にて伽羅にてても何にても用い、焚き終わりし火末を元の如く包み直し、別に香一種を「ウ」に入れ替えて聞く事あり。故に組香の追加を聞き当たるを手柄にするなり。「点」も多く、また聞きはずしたるは、「星」を附けるなり。

六十三 名香持ちの所にて香焚く心得の事

古書に「伽羅持ちの所にて伽羅焚くべからず。羅国など能き候。真那伽、真那蛮は始めから焚かず」と云々。この説の如く、名香所持の方にて、その香どうかかかいて能き香を焚くべからず。

少しずつ、名香を持ちし人を「名香持ち」とはいうべからず。それは何れの家にもあり。只家の香として、元木を持ちし人の方にて、それより勝りたる香を焚く事、不慮慮なるべし。この意なり。

六十四 凶禮の香の事

古書に「不幸などこれ有る家にては「般若」、その外「法花経」等の

名などの香焚くべし。とあり。凶禮の時、靈前の焚香は、木の目を「豎」に置くべし。依つて常には木目(目)を横におく。かりそめにも豎に焚く事忘るべし。

六十五 新宅香の事

一 宗信曰く新宅移徙(わたまし)の所にて香興行有らば、鴨の香炉にて聞くべし。また曰く「東山殿御小座敷建て申し候て、その御座敷にて、御香始めに拙者に焚き申せのよし、上意にて八重垣を焚き申し候。」「この心遣い口傳有り。

六十六 酒宴の座へ香を出す事

一 古書に「酒中場へ自然香炉出す事あらば、生物の香炉を出すべし。名香を焚く事なし。生物の香炉出すは、常とかわり座興に出す事ゆえ、少なき(小きき)香炉などはあぶな(危)きゆえなり。空焚、同前のことなり。

一 香合には、無絵、無地の香盆を出す事古実なり。香拵の絵に指し合わす故なり。古書に曰く「床に香盆置く時、床に懸け物無き時は、絵ようの香盆、唐物は見立て能きの物を用ゆ。足ある四方盆は貴人にのみ用ゆ。香炉ばかり置くなり。外の物一切のせず、香箱、香筋などは長盆、丸盆、沓形盆などに置き合わすべし。少し長めなる盆は、香炉一つ置きにもし、平人の貴むべき人に用ゆ。今少し長きは二つ置きにもし、それより長きは三つ置きに致す。丸盆は向こうと前とに二つ置きにすべし。これも一つは置かず候。沓形盆、様子により、二つも三つも置くべし。六角、八角の盆は切目を前にするなり。『仙伝書』に曰く「六角、

六十七 香盆形により用い様の事

一 香合には、無絵、無地の香盆を出す事古実なり。香拵の絵に指し合わす故なり。古書に曰く「床に香盆置く時、床に懸け物無き時は、絵ようの香盆、唐物は見立て能きの物を用ゆ。足ある四方盆は貴人にのみ用ゆ。香炉ばかり置くなり。外の物一切のせず、香箱、香筋などは長盆、丸盆、沓形盆などに置き合わすべし。少し長めなる盆は、香炉一つ置きにもし、平人の貴むべき人に用ゆ。今少し長きは二つ置きにもし、それより長きは三つ置きに致す。丸盆は向こうと前とに二つ置きにすべし。これも一つは置かず候。沓形盆、様子により、二つも三つも置くべし。六角、八角の盆は切目を前にするなり。『仙伝書』に曰く「六角、

一 香合には、無絵、無地の香盆を出す事古実なり。香拵の絵に指し合わす故なり。古書に曰く「床に香盆置く時、床に懸け物無き時は、絵ようの香盆、唐物は見立て能きの物を用ゆ。足ある四方盆は貴人にのみ用ゆ。香炉ばかり置くなり。外の物一切のせず、香箱、香筋などは長盆、丸盆、沓形盆などに置き合わすべし。少し長めなる盆は、香炉一つ置きにもし、平人の貴むべき人に用ゆ。今少し長きは二つ置きにもし、それより長きは三つ置きに致す。丸盆は向こうと前とに二つ置きにすべし。これも一つは置かず候。沓形盆、様子により、二つも三つも置くべし。六角、八角の盆は切目を前にするなり。『仙伝書』に曰く「六角、

八角の盆は角を前にするなりと宗温の説も同じ。この相違は六角、八角の香炉、香盆、卓、重食籠等の類、この置き様心得べし。繪有る物は絵に順い、板目有る物は板目に順う。角とも切目とも定めがたし。人物、草木の絵の盆は、供香には、人物の足、草木の根を向こうにすべし。空焚、旣香の時は、前になして置くべし。また、無地にて足ある物にては足に順い置くべし。真塗りの物にては木目は見ゆるものなり。これは木目を横に置くと心得べし。

六十八 四方盆を略に用いる事

一 宗信曰く「長盆など所持せぬ時、香炉、香箱など盆に載せ、床に置く時、四方盆を角違いに置くはよし。盆の内ら有りてよし」と。四方盆は、真の物にて常に用ゆる事なし。盆数持たぬ住び人の方にては、略して方盆を角違いに用ゆる事面白き事なり。盆の内ら有りるのみに非らず。真の物を草に用ゆる心なり。

六十九 香炉袋製の事

一 真は裏付きの緒つがり有るを用ゆ。行は網袋に入れ色は紫、または紅なり。草は紫縮緬、何にても大津袋に入る。真の袋裏は白なり。唐物の香炉は表に緞子を用い、和物は金襴等を用ゆ。御勅銘等の香炉は何程宣しきき(布)たりとも、古き物は用いず。切れにもその心得あるべし。行の袋に網袋を用ゆる事は相阿弥の書に出たり。

七十 名物香炉 同あしらいの事

一 「名物香炉」、「有名の香炉」有り。ともに名物の香炉と云えども、分けて呼ぶべし。名物と云うは、「不破香炉」、「千鳥香炉」、「みだれがみ」、「ちぢり」、「ますや」等を「古名物」と云う。その後、貴人御銘の物あり。新名物なり。また、「名の香炉」と云うは、宗入が定め置きし十七品の切形の香炉を名の香炉と云う。この外の物を

六十八 四方盆を略に用いる事
宗信曰く長盆所持せぬ時香炉香箱など盆に載せ床に置く時四方盆を角違いに置くはよし盆の内ら有りてよし四方盆は真の物にて常に用ゆる事なし盆数持たぬ住び人の方にては略して方盆を角違いに用ゆる事面白き事なり盆の内ら有りるのみに非らず真の物を草に用ゆる心なり

六十九 香炉袋製の事

一 真は裏付きの緒つがり有るを用ゆ。行は網袋に入れ色は紫、または紅なり。草は紫縮緬、何にても大津袋に入る。真の袋裏は白なり。唐物の香炉は表に緞子を用い、和物は金襴等を用ゆ。御勅銘等の香炉は何程宣しきき(布)たりとも、古き物は用いず。切れにもその心得あるべし。行の袋に網袋を用ゆる事は相阿弥の書に出たり。

七十 名物香炉 同あしらいの事

一 名物香炉も名の香炉も同じに名物の香炉と云えども、分けて呼ぶべし。名物と云うは、「不破香炉」、「千鳥香炉」、「みだれがみ」、「ちぢり」、「ますや」等を「古名物」と云う。その後、貴人御銘の物あり。新名物なり。また、「名の香炉」と云うは、宗入が定め置きし十七品の切形の香炉を名の香炉と云う。この外の物を

雜形といふ十七品の香炉は供香、空焚、翫香に用ゆる類なり。名物の香炉は盆にのせ、床に置く。香を聞きても終わりに、また盆にのせ床に置くべし。火末を焚かず。常の香炉は火末を焚かば出し置き、焚かざれば取りて勝手に入るべし。客より、床へ上げる時は、ふくさにて盆をふき、香炉をのせ、床へ上げるなり。名物の香炉は、先ず盆をふき、床へ上げ、その後、香炉をふきて後より上げるなり。それより、床の縁をもふきて後へ退くべし。名物の香炉は、箸目灰を和らかに、木の箸を用ゆべし。脇に置き、客よりは軸先におくなり。聞香炉はすべて卓に上げるべからず。いつにても香盆に載する物と心得べし。卓の香炉には、「すべり香炉」、「檜香炉」、「すのこ香炉」など宜し。灰六合。「二重香炉」、

香炉を勝りより、中成あり、事ありと衣履の香とあり、かつ、利也たき物の空焚きも、利也、塩筒香炉と、灰減之時も不利是あり、らり、八卦香炉と、佛、香炉、供香も、利也、抑也、未時、日、季の卦、蓋茶、尖、し、是、も、圓、是の香炉は、八卦あり、是、も、上、漢、も、又、耳、あり、香炉は、八卦あり、是、も、耳、を、正、しく、左、右、置、く、べ、し、又、事、も、地、あり、は、相、阿、弥、の、説、に、足、にも、耳、にも、拘、ら、ず、名物の卦と蓋茶とせよとあるは不審なり。用ゆるべからず。名物、または勅名等の香炉は袋に入れても飾るなり。その時は香合置き合わせずべからず。さもなき香炉は決して袋に入れて飾るべからず。

七十一 人に香を贈る事

一名香を人に遣(つかわ)し候に一種は遣さぬ物なり。二種、三種遣すものなり。

のなり。

七十一 人に香を贈る事

一名香を人に遣(つかわ)し候に一種は遣さぬ物なり。二種、三種遣すものなり。

「雜形」と云う。十七品の香炉は供香、空焚、翫香に用ゆる類なり。名物の香炉は盆にのせ、床に置く。香を聞きても終わりに、また盆にのせ床に置くべし。火末を焚かず。常の香炉は火末を焚かば出し置き、焚かざれば取りて勝手に入るべし。客より、床へ上げる時は、ふくさにて盆をふき、香炉をのせ、床へ上げるなり。名物の香炉は、先ず盆をふき、床へ上げ、その後、香炉をふきて後より上げるなり。それより、床の縁をもふきて後へ退くべし。名物の香炉は、箸目灰を和らかに、木の箸を用ゆべし。脇に置き、客よりは軸先におくなり。聞香炉はすべて卓に上げるべからず。いつにても香盆に載する物と心得べし。卓の香炉には、「すべり香炉」、「檜香炉」、「すのこ香炉」など宜し。灰六合。「二重香炉」、

其の如き小分にも苦しからず候。新名香は壹分、式分。その餘は一兩も遣うべく候。それは包紙に名を書かず、別に香名は文に書き遣すべし。包紙も本式には有るべからず。包紙に一、二付けをして、文には「一何」「二何」と銘を書くべし。本式に包むは少なしの香の事なり。只、奉書紙にて二つ折に「くるくる」と包み、前後打ち返し遣し申し候。薫物を贈るはこの例にあらず。別の折り形等有り。

七十二 鴨の香炉あしらいの事

鴨、鴛、獅子の香爐、志野氏、建部氏などの云々同。然れども左右のおけ(向)方、廻し方ともに専らとする処は、兎角貴人の方へ尾をむけざる様に心得べし。これ大意なり。置き前の筋目は、むね(胸)の方に付くなり。尤も銀も前へ角かけて置く。香は豎に置くべし。聞く時は、横に成るなり。香元は前に鴨の香炉置く時は、頭、おねなどの方向になし、尾を我前にして置くべし。出す時は横になして、頭を人の方へなして渡すべし。

七十三 角香炉あしらいの事

角香炉は、角を一つ前に定むべし。銀葉は、かくの如く置くなり。宗入の角香炉の図には「□」かくの如く直に置くなり。茶人宗易などの説にも、「角かけて置く面白し」と云えり。当流は角違いに置く事なり。


七十四 床飾り図式

床に香炉を盆にのせ置く。また、卓にのせ置く事とも、別に図式有るなり。習いもあり。中央の卓は床なき座敷に置く物なり。床有る座敷にても決して床に置くべからざる事なり。

七十五 置き合わせ飾り方習いの事

別に図あり。ここに委しくは述べ難し。

七十六 釣香炉の事

角香爐、角と一ノ条は決むべし。銀葉は、かくの如く置くなり。宗入の角香爐の圖は、 如此に置るべし。茶人家島野院も角くして置るべし。香流南邊に置る事あり。

七十四 床飾り図式

床に香爐と盆とのせ置く事とも、別に図式有るなり。習いもあり。中央の卓は床なき座敷に置く物なり。床有る座敷にても決して床に置くべからざる事なり。

七十五 置き合わせ飾り方習いの事

別に図あり。ここに委しくは述べ難し。

七十六 釣香爐の事

一 空焚の具は洞と磁器にも有り。鎖にて釣るなり。床につるには下より二尺五寸あげて釣るべし。

七十七 床無き座敷の置き合わせの事

一 床無き座敷にて屏風の内に置き合わせたり。能阿弥の説に「屏風の口は着手とて香爐花を置事なり」とあり

七十八 箆筒を香の時用いる事

一 箆筒の内に香爐置き合するには、上重の左に香爐を置き、右に香合を置くなり。「ねぶと」などよし。下の重に中に硯、左に料紙、右に水入れ置き合すべし。我が所にて香爐に火を取り候はば、事故なく火をとるべし。人の所にて火を取る事あらば、箆筒の戸を開き、諸人に置き合わせの躰を見せ、かんじさせ、我もほめて、さて、火を取るべきなり。また、箆筒の上に盆に居えて置き候。香爐に火を取る時、盆ながらおろして、さて、盆よりおろし、火を取るべきなり。また、盆前に香爐御覧じ度など候はば、則ち盆よりおろし、御覧じ、ほめて、また元のごとく盆にすえて、次の人へ渡すなり。御覧候ほどの人、何れも右の分たるべきなり。

一 先ず「押板(おしいた)」と云う事を知る人少なし。大内よりはじめ、公家に用いる物なり。公家には床なし。掛物を掛けるに押板を用いるるなり。押板と云うは、大い立て(衝立)の如く、長き物、左右の縁に大なる「くわん」を打ちて、それに太き緒に房の有るを付けて、それを持ちて、兩人してかき、さて床上に置く。それに掛物を掛ける。前に卓を置き、香爐、香合等の飾り有り。それを東山殿の時、武家へ移りて床と云う物になせり。これ作り付けの押板なり。この押板

七十九 押板五つ飾りの事

一 先ず「押板(おしいた)」と云う事を知る人少なし。大内よりはじめ、公家に用いる物なり。公家には床なし。掛物を掛けるに押板を用いるるなり。押板と云うは、大い立て(衝立)の如く、長き物、左右の縁に大なる「くわん」を打ちて、それに太き緒に房の有るを付けて、それを持ちて、兩人してかき、さて床上に置く。それに掛物を掛ける。前に卓を置き、香爐、香合等の飾り有り。それを東山殿の時、武家へ移りて床と云う物になせり。これ作り付けの押板なり。この押板

一 空焚の具は洞と磁器にも有り。鎖にて釣るなり。床につるには下より二尺五寸あげて釣るべし。

七十七 床無き座敷の置き合わせの事

一 床無き座敷にて屏風の内に置き合わせたり。能阿弥の説に「屏風の口は着手とて香爐花を置事なり」とあり

七十八 箆筒を香の時用いる事

一 箆筒の内に香爐置き合するには、上重の左に香爐を置き、右に香合を置くなり。「ねぶと」などよし。下の重に中に硯、左に料紙、右に水入れ置き合すべし。我が所にて香爐に火を取り候はば、事故なく火をとるべし。人の所にて火を取る事あらば、箆筒の戸を開き、諸人に置き合わせの躰を見せ、かんじさせ、我もほめて、さて、火を取るべきなり。また、箆筒の上に盆に居えて置き候。香爐に火を取る時、盆ながらおろして、さて、盆よりおろし、火を取るべきなり。また、盆前に香爐御覧じ度など候はば、則ち盆よりおろし、御覧じ、ほめて、また元のごとく盆にすえて、次の人へ渡すなり。御覧候ほどの人、何れも右の分たるべきなり。

七十九 押板五つ飾りの事

一 先ず「押板(おしいた)」と云う事を知る人少なし。大内よりはじめ、公家に用いる物なり。公家には床なし。掛物を掛けるに押板を用いるるなり。押板と云うは、大い立て(衝立)の如く、長き物、左右の縁に大なる「くわん」を打ちて、それに太き緒に房の有るを付けて、それを持ちて、兩人してかき、さて床上に置く。それに掛物を掛ける。前に卓を置き、香爐、香合等の飾り有り。それを東山殿の時、武家へ移りて床と云う物になせり。これ作り付けの押板なり。この押板

一 火筋立、香合を置き、さて、燭台二つ、花瓶二つ、以上七なれども五つ飾りと云うは、花瓶、燭台二つ宛なれども、同じものなれば、花瓶一つ、燭台一つに置くなり。

八十 掛物の前に香炉置く事

一 凡そ掛物に神仏聖賢の像等を掛けて、その前に香炉を置くは、

「空焚」なり。これ、客人饗応の香なり。供香は前後左右の真中に置くなり。空焚は、右左は真中、前後は前へ置目五つか三つ引き出して置くなり。「翫香」は香盆にのせ軸先か軸脇なり。中央には置くかぬ物なり。

一 八十一 香の器物寸法の事
寸法の書、別に有り。『尚象録』と云う。(参考『御家流香道寸法書』)

一 八十二 包紙寸折形の事
包紙寸法、折形、別にあり。(参考『御家流香三十組包形』)

八十三 韓板(かんばん)の事

一 かんばんの事は、『香道秘伝』に出てあり。足の有るは香台、花台の類。かんばんは足なし。薄板の如くなり。

八十四 香元盤打鋪の事

一 香元盤は「連理香」に用ゆ極真の物なり。貴人あしらいの時も用ゆる。尤も組香の道具なり。打敷を上に敷き寸法別に有り。地下にては無紋の平緒なり。薄花田色なり。(花田色は花色なり。薄花田色と有るは「空色」なり。)

八十五 香事傳來諸宗匠の事

一 當流皆傳の人と書して伝、連理一巻の奥にあり。

一 志野流は

八十 掛物の前の香爐置く事

一 凡そ掛物に神仏聖賢の像等を掛けて、その前に香炉を置くは、

「空焚」なり。これ、客人饗応の香なり。供香は前後左右の真中に置くなり。空焚は、右左は真中、前後は前へ置目五つか三つ引き出して置くなり。「翫香」は香盆にのせ軸先か軸脇なり。中央には置くかぬ物なり。

八十一 香の器物寸法の事

一 寸法の書、別に有り。『尚象録』と云う。(参考『御家流香道寸法書』)

一 八十二 包紙寸折形の事

志野宗信 同宗温 同省巴 建部隆勝

坂内宗拾 本阿弥光悦 同光甫 大津(澤)喜左衛門常栄

大津傳高常知 大口恕軒 保高 耶世傳来也

米川流は

坂内宗拾 芳長老 米川常伯 同玄察

蜂屋宗先 眉山和尚 如斯傳来也

八十六 御香所と云事

一 凡そ御香所と云うは、時の興業に堪能なるを選んで定め給う。「蹴鞠」は飛鳥井家、「箏」は四辻家、「琵琶」は西園寺家などと、代々にこの芸を伝えて、その家を定むる類にはあらず。御歌所と同じくその時の堪能の人を以て定む。故に、その家定まらず「御家」と呼ぶ事、疑う人あり。これは、古書を見ぬ故なり。珠光が一紙目録、宗信筆記等にすべて「御家」と記せり。家の風などよみし歌も有り、考え見るべし。

此は凡そ凡そは家定ならず御家と云ふ事、然らずあり。是と云ふ事と見見ぬ之 珠光一然御家宗信筆記等 耶世傳来也 御歌所と同じくその時の堪能の人を以て定む。故に、その家定まらず「御家」と呼ぶ事、疑う人あり。これは、古書を見ぬ故なり。珠光が一紙目録、宗信筆記等にすべて「御家」と記せり。家の風などよみし歌も有り、考え見るべし。

八皇五十四代 仁明帝御宇

百一代 後小松帝御宇

百四代 後土御門帝御宇

百五代 後柏原帝御宇

同 御宇

同 御宇

同 御宇

八條本康親王

滋井右大臣公忠朝臣

閑院太政大臣公季公

四條大納言公任卿

一條太政大臣良基公

三條右大臣公敦公

大政大臣實香公

志野宗信 同宗温 同省巴 建部隆勝

坂内宗拾 本阿弥光悦 同光甫 大津(澤)喜左衛門常栄

大津(澤)伝衛門常知 大口恕軒 保高 かくの如き伝来なり。

米川流は

坂内宗拾 芳長老 米川常伯 同玄察

蜂屋宗先 眉山和尚 かくの如き伝来なり。

八十六 御香所と云う事

一 凡そ御香所と云うは、時の興業に堪能なるを選んで定め給う。「蹴鞠」は飛鳥井家、「箏」は四辻家、「琵琶」は西園寺家などと、代々にこの芸を伝えて、その家を定むる類にはあらず。御歌所と同じくその時の堪能の人を以て定む。故に、その家定まらず「御家」と呼ぶ事、疑う人あり。これは、古書を見ぬ故なり。珠光が一紙目録、宗信筆記等にすべて「御家」と記せり。家の風などよみし歌も有り、考え見るべし。

八皇五十四代 仁明帝御宇

百一代 後小松帝御宇

百四代 後土御門帝御宇

百五代 後柏原帝御宇

同 御宇

同 御宇

八條本康親王

滋井右大臣公忠朝臣

閑院太政大臣公季公

四條大納言公任卿

一條太政大臣良基公

三條右大臣公敦公

大政大臣實香公

西三條内大臣實隆公

当流元祖 號「逍遙院」、法名「堯空」、天文六(年)十月三日薨去、

百七代 正親町帝御宇

西三條右大臣公條公(号「祢名院」)

百九代 後水尾帝御宇

烏丸正二位大納言光廣公

同 御宇

正二位大納言資慶卿
風早正二位中納言實種公

右は、諸書に散在せる香事堪能の公卿、香の御家と
稱する御人、斯くの如くなり。六十九代實仁、萬壽の後、
三十三帝の間、三百餘年の間、「御香所」御一人も聞かず。予
未だ考ず。この間、乱世多き故、風雅すたれたるか知らず。後の
識者を待つ。

八十七 薰物龍涎香類焚き様の事

一 薰物類焼けしとす前と用ひ置焚の傳り隔火とをいはず
春日野の飛ぶ事あり。心得て聞くべし。これは方中に
烟硝入る故なり。すべて合香には、麝香、貝香、龍涎香の類入る
故に供香にて用いず。空焚の物なり。○平たくしてこれほどに
糊にて丸く火の上に直に置くなり。銀葉は上には置かず。
龍涎香なども隔火を用いず。

八十八 薰物方数品有る事

一 合香は、既香の源にして、公家には深秘事多し。六種の香を
以て、萬の薰物の本とす。唐にても昔は合香を聞き賞せしなり。
明朝の末に至りて、一味の奇南、沈水を既ぶ様になれり。
唐の合香之法「懼仙神隱」(くせんしんいん)
「遵生八牋」(じゆんせいはいっせん)等に有り。

唐の合香之法 懼仙神隱 遵生八牋

等二百り

八十九 薰物調合の事

沉香 交趾(こうち)の沈香の上品を朽ちたる所を能く去り、いかにも細く刻み粉を去り、すつる。

丁香 花を去りてきざみ、かねの白にて挽きぬ。篩にてふるう。

白檀 色黄色にして匂い上品たるを求め、粉におろす。

薰(陸) 能くすき通りて匂い能きをくだけき、細かにおろすなり。

甘松 色赤きをえ(選)りて、水にて能く洗い、陰干しにして刻み粉にす。

鬱金 能く洗いきざみておろす。

安息 打ちくだけき、おろしふるう。

麝香 臍(ほぞ)麝香の上品を皮と毛と能く去りて、能くすり、粉にするなり。

一

八十九 薰物調合の事

沉香 交趾(こうち)の沈香の上品を朽ちたる所を能く去り、いかにも細く刻み粉を去り、すつる。

丁香 花を去りてきざみ、かねの白にて挽きぬ。篩にてふるう。

白檀 色黄色にして匂い上品たるを求め、粉におろす。

薰(陸) 能くすき通りて匂い能きをくだけき、細かにおろすなり。

甘松 色赤きをえ(選)りて、水にて能く洗い、陰干しにして刻み粉にす。

鬱金 能く洗いきざみておろす。

安息 打ちくだけき、おろしふるう。

麝香 臍(ほぞ)麝香の上品を皮と毛と能く去りて、能くすり、粉にするなり。

貝香 製七品ありたふ記

一、石灰と水と常の灰と酒を入れ、水沢山にして煮る。

二、和らぎたる時、かたき蓋の様成るものをへぎ取りてあぶるなり。

三、式番に、やげん(薬研)にておろし、粉にするなり。

四、三番に、水につけて、浮きたるものをとり、水をかえる。

五、四番に、水多く、酒少し入れ、貝香をかき立て、に(煮)る。

六、五番に、別の清き水を入れ、その中に蜜を三、四滴入れ、火をよわくして静かに(煎)り、かわかして煮る。

七、六番に、酒、水を捨て清き水ばかりにて酒毒を去る。

八、七番に、その後、水を捨て、薄鍋にて静かに炒り、乾かし、匂い甚だこぼしき時、細かにおろし、ふるいにてふるい上げる。何れも香貝拵え候道具。さじ、羽ねともに、別々にして遣うがよし。

九、鷺の事 (※「いか」の甲羅なり。) ※『香道百箇條』から補足

いかに古きにしくはなし。塵或いは黒き物をえり、捨て、日に干して用いるなり。

十、烏の事 鍋炭のはなを取りて能く炒り、火の通りたる時、壺へ入れ、火を消し、さめたる時、炷きかえし、前の通りにするなり。尤も、六、七度に及んで、能く能く摺りてきぬふるい(絹篩)にてふるい、梅花には「梅の木ノ霜」を幾度も幾度も炷きかえて用いるなり。

十一、蜜の事 黒みつを鍋に移し、外の鍋の中に石を「三つがなわ」(…)に置き、その上に蜜を掛けて、水能き程に入れ、湯煮にして煉る。泡を去りてさまし遣う。白蜜にても宜しき

はよし。蜂蜜は用いず。

香具重ねの次第の事

沈香↓丁子↓貝香↓檀香↓薫陸↓甘草↓藿香↓爵金↓麝香

沈香↓丁子↓貝香↓檀香↓薫陸↓甘草↓藿香↓爵金↓麝香

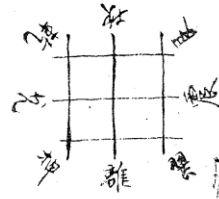
沈香↓丁子↓貝香↓檀香↓薫陸↓甘草↓藿香↓爵金↓麝香

沈香↓丁子↓貝香↓檀香↓薫陸↓甘草↓藿香↓爵金↓麝香

沈香↓丁子↓貝香↓檀香↓薫陸↓甘草↓藿香↓爵金↓麝香

炬物重ね様

香具の法の如くに一味一味宛置き分け、包み置きて、図の如く薄様に沈より始め、みぞをなして広げ置きて、丁、目と次第にかぶく(香具)を重ねて、朱を引ききて、惣して、麝ばかりは、「まゆはき(眉履き)」にて麝をつけて、無名指(葉指)にて「ちくちく」切りて重ね。たたみ様は、先ず「乾」より初めて畳み「良」をたたみて、「坤」をたたみ、「巽」を畳み、その後かき混ぜて、よりくだき、包み二夜を経て取り出し、「烏」「鷺」をあわせるなり。



九十 薫物合式の事

一 薫物合式 古雅則極秘の極香と云々を席薫物の法

夏は梅花 荷葉 秋は菊花 冬は落葉
 古雅に曰く 梅花は、春の梅のなつかしき香にかよえり。

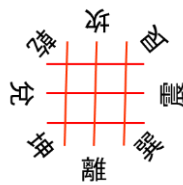
秋のきくの身にむ涼しき香にかよえり。落葉は、冬の木葉散る頃、はらはらと匂い来るにかよえり。時に随いて、昔の人は合せられたり。

烏鷺蜜両目の事

梅花 烏 十匁 鷺 十匁 蜜 式拾六匁
 荷葉 同 十五匁 同 十五匁 同 四拾匁

炬(薰)物重ね様の事

香具の法の如くに一味一味宛置き分け、包み置きて、図の如く薄様に沈より始め、みぞをなして広げ置きて、丁、目と次第にかぶく(香具)を重ねて、朱を引ききて、惣して、麝ばかりは、「まゆはき(眉履き)」にて麝をつけて、無名指(葉指)にて「ちくちく」切りて重ね。たたみ様は、先ず「乾」より初めて畳み「良」をたたみて、「坤」をたたみ、「巽」を畳み、その後かき混ぜて、よりくだき、包み二夜を経て取り出し、「烏」「鷺」をあわせるなり。



九十 薫物合式の事

一 薫物合式 古雅則極秘の極香と云々を席薫物の法

夏は梅花 荷葉 秋は菊花 冬は落葉
 古雅に曰く 梅花は、春の梅のなつかしき香にかよえり。

秋のきくの身にむ涼しき香にかよえり。落葉は、冬の木葉散る頃、はらはらと匂い来るにかよえり。時に随いて、昔の人は合せられたり。

烏鷺蜜両目の事

梅花 烏 十匁 鷺 十匁 蜜 式拾六匁
 荷葉 同 十五匁 同 十五匁 同 四拾匁

菊花 鳥五匁 鷺五匁 蜜拾五匁
 落葉 同十匁 同十匁 同貳拾六匁
 侍従 同十匁 同十匁 同貳拾六匁
 黒方 同十式匁 同十式匁 同三拾匁

重ねたる香具を物に入れ、能くくたき、その内へ鳥鷺を
 うち入れ、打ち返し、幾度も能く交せて、その内へ蜜を入れて、箸
 にていかにも細かにくたきて、一夜を経て、白にて搗くべし。
 何れも杵の数三千きね(杵)つくべし。菊花は千五百杵搗くべし。
 「侍従」は、「乙侍従」という女房の合わせ初めぬれば、その名を
 呼ぶと云えり。山田の尼を始めは「侍従」といへば、この尼の
 合わせ初めしとも云えり。いづれにても香、その袖の香も覚ゆばかりの
 匂いなり。

「黒方」は薫物の匂いにては女の玄と云う心にて名付け
 たるを「黒方」と

〔欄外〕假名書きにかかせるを後人誤りて「黒方」と書く
 と云えり。誤りを改めず、その字を書くも
 憚りある心にて、例有れば、かみの「玄」の字を書くなり。

「侍従、黒方、この二種は霜雪の頃に寒きに合わせよ」と伝え
 たり。しかし、これは人の伝えも交えず。古き文に書き置きし
 をも見ず。兼ねて合わせ試みてかくなし置きしを人の見せよと
 云うにあらためて序に及ぶものか。

梅花 沈香 五匁 丁子 一兩 貝香 一兩
 甘松 一匁 麝香 二分
 荷葉

女を「黒」とも云りしり色ゆへも香を「黒」の字も「玄」の中
 の中に入し
 思ふ、薫物の匂いあしを玄の玄と云ふゆへに「黒」を
 假名書きに「玄」と書し云り、誤りを改めず、其の字も
 後人、例有れば、かみの「玄」の字を書くなり。
 侍従、黒方、世に種々霜雪の頃に寒きに合わせよと云ふ
 べし。然し、これは人の伝えも交えず。古き文に書き置きし
 をも見ず。兼ねて合わせ試みてかくなし置きしを人の見せよと
 云うにあらためて序に及ぶものか。

梅花 沈香 五匁 丁子 一兩 貝香 一兩
 甘松 一匁 麝香 二分
 荷葉

沈 一匁二下 丁 二匁三下 白 一匁三下 貝 二匁二下
耳 一匁

藿香 二匁 安息香 一匁 鬱金 三下

菊花 沈 二匁 丁 三匁 貝 二匁 耳 三匁

薰陸 三匁 麝香 一匁

きくの花のいかにあはせしき(を)とりて、薄様の下に
きくを敷きて、その上に香包を重ね、直ぐに包みて五日を
経て、そのはなをを撒して烏鷺を合わせ、みつ(蜜)を合わせたり
落葉 沈 四匁三分 丁 一匁二分 貝 二匁二分
甘 一分 麝 二分 薰 一分

侍従 沈 四匁 丁 二匁 貝 一匁 甘 一分二朱

黒方 沈 五匁 丁 二匁 貝 一匁 白 三分 薰 三分

麝 三分

世宗様、後小松帝勅撰の六種調合の秘なれども、
こゝにあらわす。
(四匁=一匁→約10g、一分→約0.4g、一朱→約0.07g)

薰物地を埋む事

夏 又 日 箕 三日 秋 七日 冬 十日

梅の木の下か菊のもとに(法に)随いて埋むべし。然れども
雨の恐れあれば、便宜よき方に埋むべし。尤も流川に
うづむは常の事なり。

九十一 連歌俳偕(諧)香の事

一 連歌の席へ必ず炷組香を催すなり。さて、連歌香と云うに
また法あり。色々の名の香を以つて、つづき面白く炷く事なり。
譬えば「須磨」に「明石」、「涼風」に「千鳥」、「雲井」に「斜月」の類なり。

沈 一匁二分 丁 二匁三分 白 一匁三分 貝 二匁二分

甘 一分

藿香 二分 安息香 一分 鬱金 三分

菊花 沈 二匁 丁 一匁 貝 二分 甘 三朱

薰陸 三朱 麝香 一分

きくの花のいかにあはせしき(を)とりて、薄様の下に
きくを敷きて、その上に香包を重ね、直ぐに包みて五日を
経て、そのはなをを撒して烏鷺を合わせ、みつ(蜜)を合わせたり
落葉 沈 四匁三分 丁 一匁二分 貝 二匁二分
甘 一分 麝 二分 薰 一分

侍従 沈 四匁 丁 二匁 貝 一匁 甘 一分二朱

黒方 沈 五匁 丁 二匁 貝 一匁 白 三分 薰 三分

麝 三分

この六種は後小松帝勅撰の六種調合の秘なれども、
こゝにあらわす。
(四匁=一匁→約10g、一分→約0.4g、一朱→約0.07g)

薰物地に埋む事

春 五日 夏 三日 秋 七日 冬 十日

梅の木の下か菊のもとに(法に)随いて埋むべし。然れども
雨の恐れあれば、便宜よき方に埋むべし。尤も流川に
うづむは常の事なり。

九十一 連歌俳偕(諧)香の事

一 連歌の席へ必ず炷組香を催すなり。さて、連歌香と云うに
また法あり。色々の名の香を以つて、つづき面白く炷く事なり。
譬えば「須磨」に「明石」、「涼風」に「千鳥」、「雲井」に「斜月」の類なり。

俳借と云ふは類の事也又香炉は覆の昭中二心持
ちて其後相席の意は珍なり既に是なり又香合の席は
僅かに間銘香炉の俳借等の席是系體を事し

九十二 路次香炉の事

路次香炉の茶法は路次待合の所へ香炉出だし居え候事あり
その時の茶法の通り心得、夫々夫々に心を付け、相客とも会釈
挨拶在るべきなり。

九十三 香関守の事

一 囲みの内、また香の間の入口に置き候事もあり。茶法関守の如く
相客へも得と見せて「そろり」と脇へよせ、さわらぬ様に出し置くなり。
さて、また茶法の通りに亭主へ挨拶する習いなり。

九十四 香の茶の湯の事

一 一 炷組香、名香合わせの式の書も有り。茶の湯に香炉を出す事、
客香を聞く人にて夜深に来る時の会、寒き朝など、
客亭隙ならば香炉を出すべし。また、押懸けの時ならぬ
客有る時、涌湯もなく勝手とどのわざるとき、出してよし。

九十五 名香合の式の事

一 貴人、老人、小児、女中、また香の功者たるべく、正銘正しき
香を先ず連中一炷宛香元へ渡し、名香包にその出香の仁
の名乗を書き記し置く。香元、その連中の出香を打ち交せて
左右と二注取り、一炷宛焚き出す。さて、連中、右の左右と

九十六 名香合の式の事

一 貴人、老人、小児、女中、また香の功者たるべく、正銘正しき
香を先ず連中一炷宛香元へ渡し、名香包にその出香の仁
の名乗を書き記し置く。香元、その連中の出香を打ち交せて
左右と二注取り、一炷宛焚き出す。さて、連中、右の左右と

俳借と云うもこの類の事なり。また香銘に発句、脇、第三の心得
にて、その銘相席の香を次第につぐ事なり。また、寄合の席へを
催すに、間銘香などは俳借等の席、これまた催す事なり。

九十二 路次香炉の事

一 路次香炉は、茶法に路次待合の所へ香炉出だし居え候事あり。
その時の茶法の通り心得、夫々夫々に心を付け、相客とも会釈
挨拶在るべきなり。

九十三 香関守の事

一 囲みの内、また香の間の入口に置き候事もあり。茶法関守の如く
相客へも得と見せて「そろり」と脇へよせ、さわらぬ様に出し置くなり。
さて、また茶法の通りに亭主へ挨拶する習いなり。

【欄外注書】茶法関守は水上妙秀の説に「石州流にて今に四畳半流立の
事柄は関守と云うなり」と

九十四 香の茶の湯の事

一 一 炷組香、名香合わせの式の書もあり。茶の湯に香炉を出す事、
客香を聞く人にて夜深に来る時の会、寒き朝など、
客亭隙ならば香炉を出すべし。また、押懸けの時ならぬ
客有る時、涌湯もなく勝手とどのわざるとき、出してよし。

香は、二、三種にても火を取り、灰を押し、香聞く間あればなり。従人、
用人など客に随いける時、香を出す事は法外なり。また、茶過ぎて
香炉を出す事あり。時によるべし。名香合わせの書に委し。

九十五 名香合の式の事

一 貴人、老人、小児、女中、また香の功者たるべく、正銘正しき
香を先ず連中一炷宛香元へ渡し、名香包にその出香の仁
の名乗を書き記し置く。香元、その連中の出香を打ち交せて
左右と二注取り、一炷宛焚き出す。さて、連中、右の左右と

茶法関守、
水上妙秀の説
石州流にて今
に四畳半流立
の事柄は関守
と云うなり

二炷の香少終て香元の折居又ハ香盆と廻リ一其時
 札と子アリ落香盆の札ハ表ハ風雅の銘と書き裏ハ
 一枚「左」一枚「右」と云う字を記し置くなり。左 右 さて、二炷の香
 聞き終わりて、「右勝ちし」と聞く時は、「右」の札打ち、「左勝つべし」と
 聞く時は、「左」の札打ちなり。さて、右済みて、記録は筆者「右」に打ち候
 札を改め見、「左り」多き時は、左勝ち故、左を先に記し、右多き時は、
 右を先に記し、さてまた香の薫り、香銘の所にすがり、その
 時の判者の力次第に風情面白く言葉も多く美にして、風雅を書きつづく
 るなり。また、左右おなじ数にいられたる時は「持」と
 して、一入（ひとしお）に面白く評すべし。これ香道第一の風情なり。
 次第列にあり。

九十六 問名香合式之事

一 問名香合式の厳儀や、初に連中何人と相定め、五人にても
 七人にて、焚き組香の通り香元を定め、さて、連中着座候はば一札
 あるべし。尤も、飾り付け等、別巻に有るの通りなり。記録は文臺に
 載せ、卷人功者の者扣（ひか）へ居え申すべきなり。門弟衆ならば下座、
 御客様にて記録また香元等成られ候て、上座たるべし。さて、配りは、
 貴人より段々順に居る。また、同輩ばかりの時は老人、小児の類、
 また、香功者たるもよし。さてまた、香は定まりたる銘をやめ
 その時の風情付け合ひよく段々炷くなり。尤も、作り銘するなり。
 たとえば、九月催し候会に「山路の菊」と名乗り、香元へ出だして、
 香元炷き出す。その次へ「白かさね」と炷き候様成る心持ちなり。
 判者は、これを深山に雪の降り積もりたる景色に見なし
 言葉書きするなり。その次へまた「玉簾隙」（こすのひま）とたく、この處は

二炷の香聞き終わりて、香元より折居または香盆を廻し、その時、
 札を打つなり。銘香合合せの札は、表に風雅の銘を書き、裏には
 一枚「左」、一枚「右」と云う字を記し置くなり。左 右 さて、二炷の香
 聞き終わりて、「右勝ちし」と聞く時は、「右」の札打ち、「左勝つべし」と
 聞く時は、「左」の札打ちなり。さて、右済みて、記録は筆者「右」に打ち候
 札を改め見、「左り」多き時は、左勝ち故、左を先に記し、右多き時は、
 右を先に記し、さてまた香の薫り、香銘の所にすがり、その
 時の判者の力次第に風情面白く言葉も多く美にして、風雅を書きつづく
 るなり。また、左右おなじ数にいられたる時は「持」と
 して、一入（ひとしお）に面白く評すべし。これ香道第一の風情なり。
 次第列にあり。

九十六 問名香合式之事

一 問名香合式の厳儀なり。初めに連中何人と相定め、五人にても
 七人にて、焚き組香の通り香元を定め、さて、連中着座候はば一札
 あるべし。尤も、飾り付け等、別巻に有るの通りなり。記録は文臺に
 載せ、卷人功者の者扣（ひか）へ居え申すべきなり。門弟衆ならば下座、
 御客様にて記録また香元等成られ候て、上座たるべし。さて、配りは、
 貴人より段々順に居る。また、同輩ばかりの時は老人、小児の類、
 また、香功者たるもよし。さてまた、香は定まりたる銘をやめ
 その時の風情付け合ひよく段々炷くなり。尤も、作り銘するなり。
 たとえば、九月催し候会に「山路の菊」と名乗り、香元へ出だして、
 香元炷き出す。その次へ「白かさね」と炷き候様成る心持ちなり。
 判者は、これを深山に雪の降り積もりたる景色に見なし
 言葉書きするなり。その次へまた「玉簾隙」（こすのひま）とたく、この處は

香の妙未萌筆の上中下は右香合の外の香なり。問名香合は作銘にして続き面白く、連歌、俳偈の様に発句、脇、第三の心持ちあるなり。面白き風情能きを第一とす。尤も席順に炷き候なり。さて、歌合に香を付くると云う事は、歌合せの如く段々その銘をこしらえ、面白く炷く事なり。また、歌合せ相済み候折に香を御聞き有る時、面白く作り銘して香を段々歌の如く、記録面白く炷くことあり。香道第一の風情なり。

九十七 銘香名寄木処附の事

一 古来、名香十炷、五十炷、六十一種、その外、百種、二百種の名香の事なり。さてまた、木所と云うは極秘なり。六所の事、別巻、その上に口伝あり。香道第一の秘事なり。

九十八 焚合香式次第の事

一 焚合香式次第三ヶの傳し別巻あり。口伝多し。香道第一の儀なり。秘すべし。

九十九 木所氣味の事

一 右同断、秘事なり。この木所に通達する時は、組香等は百種百的無い無き物なり。「真花月香」にて伝うるなり。

百 連理香式次第の事

一 香道三ヶの傳の内、第一の秘事なり。組香百中百的無い無き人、香道執心深き人ならば、この香伝授すべし。聞香上手にて不執心にて香道大切に致さぬ面々は、決して伝うまじきなり。さてまた、家柄悪しき者へは伝う

美しき女御の姿、雪のはだえ(肌)に見なしたるより文を付くるなり。香の聞き、木所等の上中下は右香合の外の香なり。問名香合は作銘にして続き面白く、連歌、俳偈の様に発句、脇、第三の心持ちあるなり。面白き風情能きを第一とす。尤も席順に炷き候なり。さて、歌合に香を付くると云う事は、歌合せの如く段々その銘をこしらえ、面白く炷く事なり。また、歌合せ相済み候折に香を御聞き有る時、面白く作り銘して香を段々歌の如く、記録面白く炷くことあり。香道第一の風情なり。

九十七 銘香名寄木処附の事

一 古来、名香十炷、五十炷、六十一種、その外、百種、二百種の名香の事なり。さてまた、木所と云うは極秘なり。六所の事、別巻、その上に口伝あり。香道第一の秘事なり。

九十八 焚合香式次第の事

一 焚き合わせ式、これ当流三ヶの伝なり。別巻あり。口伝多し。香道第一の儀なり。秘すべし。

九十九 木所氣味の事

一 右同断、秘事なり。この木所に通達する時は、組香等は百種百的無い無き物なり。「真花月香」にて伝うるなり。

百 連理香式次第の事

一 香道三ヶの傳の内、第一の秘事なり。組香百中百的無い無き人、香道執心深き人ならば、この香伝授すべし。聞香上手にて不執心にて香道大切に致さぬ面々は、決して伝うまじきなり。さてまた、家柄悪しき者へは伝う

了る事なり。さて、連理伝授の一卷はその弟子に
可傳人等へ先師へ返布すべし。尤も伝授すべき
弟子これ有るは、先師へ相断(談)聞き届けの上にて伝うべき事
要用なり。香炷き様、聞き様、嚴儀式たるべし。尚、
極意、焼合、木所、連理の巻有り。口伝多し。

百箇條口授書終

右、当流と雖も秘書、御執心によつて相伝これ畢(おわんぬ)。
猥(みだり)に他見、他言、赦(ゆるす)すべからざるものなり。

伊与田宗茂勝由



まじき事なり。さて、連理伝授の一卷はその弟子に

伝うべき人これ無きは、先師へ返布すべし。尤も伝授すべき

弟子これ有るは、先師へ相断(談)聞き届けの上にて伝うべき事

要用なり。香炷き様、聞き様、嚴儀式たるべし。尚、

極意、焼合、木所、連理の巻有り。口伝多し。

百箇條口授書 終り

右、当流と雖も秘書、御執心によつて相伝これ畢(おわんぬ)。
猥(みだり)に他見、他言、赦(ゆるす)すべからざるものなり。

伊与田宗茂勝由 在判

宗茂

「参考資料」

『日本庶民文化史料集成 第十卷「数寄」』

芸能史研究会編 三一書房 昭和五十一年(1976)十一月刊

『御家流百箇條口傳聞書秘書日月星合巻』

杉田克誠 写・文化八年(1821) 国立国会図書館蔵

『御家流百箇條口授傳翻刻テキスト案』

翠川文子先生からメールで拝受

『香道百箇条ノート』

ウェブサイト「香文化」より <http://koubunka.com/>

令和二年庚子一月

『香筵雅遊』 國井和裕